

山梨県における明治40年の 大水害被災者の北海道団体移住

—「移動をめぐる地域の形成と経営、交流について」報告書—





旧豊浦町立山梨小学校のステンドグラス(上)と、校内に展示されていた「私達の学校」(下) ※8頁参照

私達の学校 第四学年代表

私達の学校には
ステンドグラスがあります

校舎にはいつて南の空を見あげると
おじいちゃんおばあちゃんのふる里
私達の遠い遠いふるさとが
浮かんでいきます

八ヶ岳を北にいただき
東に笛吹川、西に釜無川が流れる
日本一の盆地です

ふたつの流れはひとつの流れ富士川となって
富士山の西、赤石岳の東を流れて
太平洋にそそぎます

海は北へ北へとひろがり今
私達の噴火湾にたどりつきます

ここに立って見上げていると
おとうさん。おかあさんと
先生のありがたさがわかってくるようです

ひろく高い心で学び、あそんで
社会の役にたつひとに
なりたいたいと思います

これが私達の母校 ステンドグラスのある
北海道豊浦町立山梨小学校です おわり

序

山梨県立博物館は、メインテーマに「山梨の自然と人」を据え、山梨の多様な自然環境のなかで、人々がどのようにあゆんできたかを解き明かしていくことを、調査研究や企画展といった博物館運営や事業の拠つて立つ柱として活動してまいりました。

自然環境と人との関わりは、多くの災害に見舞われる我が国のなかで、極めて今日的な課題であり、その歩みを解き明かしていくことは、私たちの地域への理解を深め、時に私たちに生きる力や知恵を与えるものだと言えます。

山梨県においては、近代以降数多くの自然災害に見舞われており、なかでも最大の被害を出したのが、明治四十年（一九〇七）八月に発生した大水害です。この水害によって、一三三名もの尊い命が失われ、生活基盤や人々の心にも大きな傷を残しました。近代山梨の社会や経済への大きな打撃と、長期的な影響を及ぼしたこの災害は、その「復興」にあたる人々にも、多くの試練と大きな負担を課したと言えます。災害からの「復興」を目指す動きのなかで、「復興」とはなにか、を象徴的に示す出来事が、被災者の北海道への団体移住です。

北海道への団体移住は公費補助をもつて行われたもので、総勢六六〇戸、三三三名もの山梨県民が移住するという、当時の県人口の〇・六％相当を動かす大きなプロジェクトでした。当館では、大水害から一〇〇年を迎えた平成十九（二〇〇七）にシンボル展「【米キタ】【アスヤル】明治四十年の大水害から百年」を開催し、この団体移住についてもご紹介しましたが、そのなかで、「被災者の救済」だけではなかった、移住プロジェクトの目的が明らかになってまいりました。当館では、共同研究の対象として、この災害被災者の団体移住を取り上げることとし、調査研究成果をここに公開することといたしました。

北海道の移住地には、山梨からの移住者の子孫はほとんど残っておらず、送り出した山梨側にも記憶すら残っていないとさえ言える状況です。大災害の記憶が薄れゆくなか、本研究によって、大災害発生時の山梨はどのような選択をしたのかを振り返っていただき、東日本大震災から一〇年を間近に控えた私たちの社会が、「被災者」や「復興」とどのように向き合うかを考える一助になれば幸いです。

令和二年三月

山梨県立博物館 館長 守屋 正彦

山梨県における明治四十年の大水害被災者の北海道団体移住

―「移動をめぐる地域の形成と経営、交流について」報告書―

目次

序	1
目次 凡例	2
研究の概要	3
北海道への団体移住 小畑茂雄	4
資料編	12
(一) 北海道移住者調(若尾資料)	12
(二) 北海道移住民資料(若尾資料)	19
(三) 山梨県行政文書(山梨県立図書館蔵)	28
(四) 新聞資料	35
(五) 山梨県団体移住者関係石造物 海老沼真治	39
(六) 北海道大学附属図書館所蔵写真	41
(七) 『山梨県水害史』	43
関連図表(北海道移住者名簿)	44
移住地の現在	48

凡例

・本報告書は平成二十八年度から三十一年度(令和元年度)まで実施した共同研究「移動をめぐる地域の形成と経営、交流について」の調査・研究報告書である。

・本報告書の執筆・編集は小畑茂雄(山梨県立博物館学芸員)が担当した。

・掲載している写真は、特に注記のないものは小畑、海老沼真治(山梨県立博物館学芸員)が撮影した。

・資料の翻刻文については、適宜句読点を付したほか、人名および地名を除いて表記を当用漢字で統一した。

・個人情報への配慮の観点から、公的な地位にあるもの以外の人名については、姓のみの表記として名は伏字とした。

・資料中に差別的な語彙が含まれている部分があるが、史実に基づき客観的に研究する立場に立つて掲載したもので、これらの差別を容認するものではない。

表紙・扉 旧山梨小学校(北海道虻田郡豊浦町)のステンドグラス

※同小学校は平成十九年度閉校。校舎は現存しているが、ステンドグラスは一般には公開していない。

裏表紙 「蝦夷富士」羊蹄山(平成十九年撮影)

研究の概要

本研究は、山梨県立博物館の共同研究として、平成二十八年度から三十一年度（令和元年度）にかけて「移動をめぐる地域の形成と経営、交流について」として実施された。

近代以降の山梨県に関する「移住」や「人の移動」に関する資料収集や調査研究は、開館以来継続して取り組んできており、その対象は左記の通りである。

- ・明治末期の大水害における被災者の北海道団体移住
- ・ハワイ等への海外移民
- ・第二次世界大戦後の復員者の移住・定住

特に明治末期の大水害における被災者の北海道団体移住については、山梨県における近代以降最大の被害を出した「明治四十年の大水害」から百周年にあたる平成十九年（二〇〇七）に、シンボル展「【米キタ】【アスヤル】——明治四十年の大水害から百年——」（同年八月二十一日～九月二十四日）を開催し、以降継続的に調査・研究を推進してきたところである。⁽¹⁾ また、北海道の移住地の状況については、『山梨県立博物館研究紀要 第二集』に掲載した。⁽²⁾ 本報告書では、この水害被災者の北海道団体移住についての成果を関連資料とともに掲載する。なお、各年度の調査状況については、該当する年度の『山梨県立博物館年報』をご参照いただきたい。

本研究に関係する資料は、概ね次の通りである。

- ・山梨県内の諸機関が所蔵するもの
- ・北海道内の諸機関が所蔵するもの

- ・新聞、公報などの刊行物
- ・移住地に設置された石造物など
- ・その他

本報告書においては、これらの資料を中心に調査・研究の成果を掲載し、移住者の送出元である山梨県と、受入側の北海道との双方で記憶と記録双方が失われつつある移住の概要を明らかにする。

『山梨県史』においては、この北海道団体移住については、「完全に失敗した⁽³⁾」と記しているが、ここで指摘されている「失敗」は、あくまで人口を北海道へ移す「移住」や「殖民」事業といった政策レベルの結果に対する評価であって、山梨という地域にとつてのその「失敗」の本質について、十分に語られているとはいえない。本研究においては、この北海道団体移住の経緯を改めて検証することで、未曾有^{みぞう}の自然災害の被災者と荒廃した地域をめぐって、どのような問題意識のもとで団体移住が進められたかを明らかにし、内在的な問題点を詳らかにすることを目的とする。

註

- (1) 平成十九年七月二十九日から八月二日にかけて小畑茂雄（山梨県立博物館学芸員）と海老沼真治（同）が、同年十月二日から四日にかけて小畑が、移住地現地の調査を実施した。
- (2) 小畑茂雄「調査ノート 明治四十年の大水害被災者の北海道移住について」（『山梨県立博物館研究紀要 第二集』二〇〇八）
- (3) 『山梨県史 通史編5 近現代1』二〇〇五 三八六頁

北海道への団体移住

小畑茂雄

一 明治四十年の大水害

明治四十年（一九〇七）八月二十三日、山梨県においては前日からの雨が強く
なり、二十五日ごろにかけて県内各地に二〇〇から七〇〇ミリ程度の降水をもた
らした。

大原村（大月市）で七一八ミリを記録したように、特に北都留・南都留・東山梨
・東八代郡といった県土の東側で多くの雨が降り、土砂災害なども同様に顕著だっ
た。県全体では、二二三名もの犠牲者を出し、破損・流失・浸水家屋約二万六千戸、
山崩れ三千箇所以上、田畑・宅地など平地部の埋没・流失約七百六十町歩、堤防・
道路・橋梁の流失・損壊も大きな被害を出していた。
県内各地の被害状況は、それぞれの人口の稠密度や地理的特徴によつ

て、その傾向は一樣ではなく、山崩れについては、東八代・東山梨・北都留の県
土東半の三郡が被害数の第三位までを占め、全体の八六・三パーセントに達して
いる一方で、平地部の埋没・流失については、第二位に中巨摩郡がノミネートし
ており（第一位は東八代郡、浸水被害については中巨摩郡が第一位）、同一県土
内における被害の多様性や、上流・下流部の自然現象と被害の相関関係がうか
がえる（図1）。

このように、明治四十年の大水害においては、堤防を乗り越えたり破壊した水
と、その水に運搬された土砂の堆積によって、居住地域や田畑といった生産地域
が長期的に使用不能にされる被害を出した。加えて、笛吹川の付け替えといった
大規模な河川改修が見込まれたこともあり、災害後の極めて早期から被災者の県
外への移住が提起されている。

市・郡	最高降水量 (耗・観測点)	死者数(人)	損壊家屋(戸)	堤防損害(間)	平地部の埋没・ 流失(町歩)	山林原野の埋没・ 流失(町歩)	山崩れ(箇所)
甲府市・西山梨郡	三二五(西青沼)		二二〇三	五七五九	四三・二		二八
東山梨郡	二七二(三富村)	二九	二六三八	七二八〇	八三・八	六・一	四五〇
東八代郡	五五四(日影村)	七九	五七七九	二二八八五	一七四・九	二六・二	一五二九
西八代郡	二九〇(上九一色村)		一七二七	五一四五	六一・四	二・七	一四四
南巨摩郡	四六九(睦合村)	二	三三九五	五一八〇	四五・七	二・六	三五
中巨摩郡	四七九(飯野村)	五	六四六六	一一七五七	一四三・四	二・二	
北巨摩郡	四〇四(葎崎町)		八四五	一一二三四	三八・一	三・四	八五
南都留郡	六四五(中野村)	三一	九八七	五九一六	三一・八	〇・二	一六八
北都留郡	七一八(大原村)	八七	一九五〇	一六九一	四二・二	四〇・五	九一四
県合計		二二三	二五九九〇	七六八四七	六六四・五	八三・九	三三三三

図1 明治40年の大水害被災状況(郡市別)

『山梨県水害史』より作成。強調部分は郡市別の最高値。
一部にデータ無しがある。

二 明治四十三年の大水害

「未曾有の大災害」となった明治
四十三年の大水害のわずか三年後、また
もや大規模な水害が山梨を襲う。
明治四十三年の大水害は、山梨だけ
でなく、関東を中心とした広範囲に被
害をもたらした広域災害となった。こ
の年の八月十日ごろにかけての数日
間、台風などによる豪雨が続き、明治
四十年の際に比較的軽微だった甲府市
近辺(当時)の荒川流域や北巨摩郡
を中心に大きな被害を出し、全県で
二十四名の犠牲者を出している。

北海道への団体移住

市・郡	明治四十一年 移住戸数	明治四十二年 移住戸数	明治四十四年 移住戸数	移住戸数計
甲府市・西山梨郡	七	一	二二	三〇
東山梨郡	七二	六	四九	一二七
東八代郡	四七	〇	五六	一〇三
西八代郡	二六	五	二〇	五一
南巨摩郡	一四	九	二一	四四
中巨摩郡	三三	三	一三	四九
北巨摩郡	一一	三	二八	四二
南都留郡	二二	一三	二七	六二
北都留郡	六九	六六	一七	一五二
県合計	三〇一	一〇六	二五三	六六〇

図2 北海道移住戸数（郡市別）

「北海道移住者調」、「北海道移住民資料」（ともに若尾資料）より作成。両資料については、資料編および関連図表を参照。

市・郡	明治四十一年 移住人数	明治四十二年 移住人数	明治四十四年 移住人数	移住人数計
甲府市・西山梨郡	二五	六	一〇一	一三二
東山梨郡	三七八	三五	二三八	六五一
東八代郡	二三一	五	二四四	四八〇
西八代郡	一三一	一〇	九〇	二三一
南巨摩郡	五八	三九	一〇六	二〇三
中巨摩郡	一四七	一〇	五四	二一一
北巨摩郡	三七	一〇	一二六	一七三
南都留郡	一一九	五七	一二九	三〇五
北都留郡	三二一	三五二	八一	七四四
県合計	一四三七	五二四	一六六九	三一一〇

図3 北海道移住人数（郡市別）

「北海道移住者調」、「北海道移住民資料」（ともに若尾資料）より作成。両資料については、資料編および関連図表を参照。

明治四十年の大水害で疲弊した山梨県民にとって、同四十三年の大水害はまさに追い打ちをかけるような災害となり、手が付けられつつあったいくつもの復興事業を無に帰さしめるとともに、四十年同様、生活の基盤を失った被災者が新たに生み出され、やはり同様に被災者の北海道への団体移住が実施されることになる。

三 北海道移住の概要とそのプロセス

明治四十・四十三年の大水害における被災者の北海道団体移住は、明治四十一・四十二・四十四の三か年度にわたって実施された。

まず、この移住事業を概観してみると、三か年度通算の移住戸数・人数は、六六〇戸、三一三〇人に達する。その内訳は左（図2および3）の通りである。

三次にわたる移住事業の政策的プロセスと財政面については、先行研究^⑤によって詳細に述べられているが、移住希望者は実際に移住した戸数に近い六八五戸あり、経費は一戸二百円と見積もられたことから、十五万円の予算が必要と想定された。こうして、本移住事業は国庫補助や義捐金をもとにした公的資金でその準備が進められたが、このことから、先行する独力での移住者の嫉妬や反発を買い、山梨からの団体移住者は「大名移民」と蔑称されたとされている。

移住地の決定については、県技師による現地調査が行われ、当初は北見国渚滑原野（紋別市）や天塩国風連別原野（名寄市）が候補として挙げられていたが、「同一地方よりの移住民は可成同一部落に住居せしめ、移住によりて感ずる寂寥を慰^⑥する方針から、「蝦夷富士」こと羊蹄山の周囲の胆振国虻田郡弁辺・俱知安といった諸村（豊浦町、俱知安町など）に移住地が定められた。山梨県側の資料には、

北海道庁との商議によって選定された移住地として、ペーペナイ原野（ワツカタサップ区画地を含む）約五六〇万坪と、ベンベ原野（弁辺村所属）約三〇〇万坪が指定されたと記録している。⁽⁸⁾ いずれの移住地もその地味は「概して肥沃」としているものの、いずれも丘陵地帯に位置しており、九月上旬から五月下旬まで霜、十一月下旬から四月下旬まで根雪となり、四〜六尺の積雪が見込まれる「寒気頗る強烈ナル地方ナリ」と評されている。

北海道移住者第一陣となった明治四十一年の三〇一戸一四三七名は、三回にわけて山梨を出発しており、四月十三日（四八八名）・同二十一日（五〇五名）・同三十日（四四四名）の順に旅立ち、ペーペナイ（上山梨・倶知安町山梨）およびヌプリカンベツ（上山梨・京極町甲斐）、ワツカタサップ（中山梨・京極町脇方）、ソータキベツ（下山梨・豊浦町山梨）の移住地へ入っている。

新聞報道によれば、⁽⁹⁾ 十三日は東八代・西八代・北巨摩・中巨摩四郡からの移住者、二十一日は東山梨・西山梨・南巨摩の三郡、三十日は南都留・北都留の二郡からの移住者ということになっている。⁽¹⁰⁾ 交通手段は臨時列車によるもので、葦崎を各日程の午後一時十二分に出発し、甲府・石和・日下部・塩山・初鹿野・笹子・大月・鳥沢・上野原に停車し、青森へは三日目の午後七時五十七分の到着を予定していた。⁽¹¹⁾ 青森では汽船に乗り換え函館もしくは室蘭に上陸。倶知安へは再び鉄道に乗り、十三日便の移住者たちは十六日午後八時ごろ到着という三泊四日の行程だった。移住先では、開墾の初志貫徹を誓った九か条の誓約書が整えられ、不撓不屈や勤儉勤勉、相互扶助を旨とする移住生活の方向性が示された。

第二陣の明治四十二年の一〇六戸五二四名については、同年三月二日に山梨県を出発。同日汽船に乗船して弁辺港に直行し、⁽¹²⁾ 出発から三日後の三月五日午前六時に弁辺に入り、弁辺原野（豊浦町新山梨）の移住地に到着している。移住にあたっての誓約書は前年と同様のものとし、同六日に現地に建てられた山梨県民移住記念標には「山梨県知事正五位勲三等 熊谷喜一郎建之」の

表記のほか、臨時移住民係長事務官の地位にあった本間則忠による左記の歌が記されたとされる。

新 山 梨
 移しうゑ之 もとハ富士か根 甲斐乃はな
 新にひらく やまなしのさと 則忠

（移し植えの、元は富士が根、甲斐の花、新たに開く、山梨の里）⁽¹³⁾

明治四十三年の大水害を受け、同四十四年に第三陣となる二五三戸一六九名の移住が決まり、同年四月十二日および十八日の二次にわたって輸送が行われた。移住先はもと真狩村のキモーベツ（喜茂別町）とソーケシユオマベツ（喜茂別町）

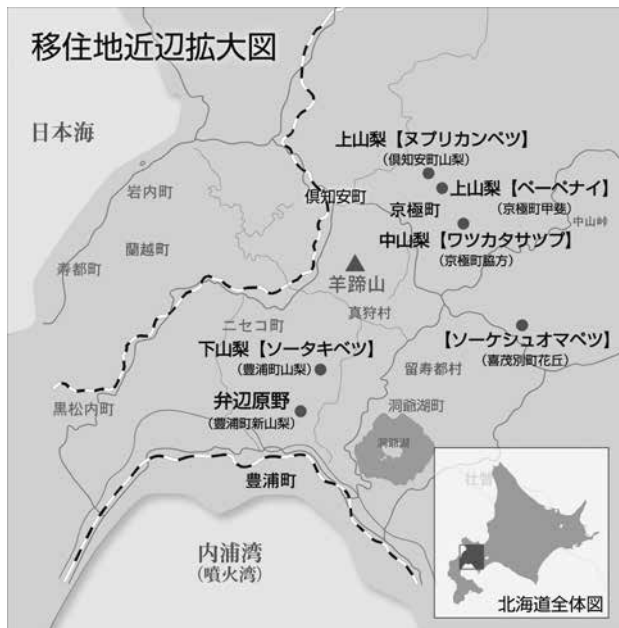


図4 移住地近辺拡大図
 「蝦夷富士」羊蹄山を望む現在の倶知安・京極・喜茂別・豊浦の各町へと「山梨村」は築かれた。

で、キモーベツへの移住は東八代・東山梨郡出身者で占められていた。青森までは汽車、青森から函館は汽船、函館から再び汽車に乗り、倶知安からは陸路をとったようである。

五月七日には、第二次移住と同様に集住地附近の公共用地に記念標が建てられ、そのもとで移住者戸主らによる、先年と同趣旨の誓約書への記名調印が行われた。記念標は一尺五寸角、高さは一丈二尺から五尺のあいだで、飯田知房南都留郡長の筆によって題字が認められたとされている。「山梨県民移住記念標」の題字と、左面に「山梨県知事従四位勳三等熊谷崑一郎」、右面に建碑の「明治四十四年五月七日」と記された。北海道大学には山梨県の水害被災者団体移住関係写真が四所蔵されているが、移住記念標を中心とした集合写真については、向かって左側面に「山梨県知事従四位勳三等熊谷崑一郎建（之）」の表記が見え、この第三次移住の際に撮影されたものと考えられる。（四二頁参照）

北海道の移住地に到着した人々には、（開墾後の収穫までの）食料、小屋掛、様々な栽培作物の種子、農具、家具、木炭などの燃料が給付され、北海道での新生活建設に取り掛かっていくことになった。とはいえ、物資輸送に權を使用するほどに移住当初にはまだ雪が残る新たな環境のなかで、多くの人々にとっては希望よりも不安の方が多い新生活の開始だったのではなかったかと考えられる。

四 北海道の山梨村とその後

こうして三か年度にわたって、六六〇戸三三〇名もの人々が、住み慣れた山梨を旅立ち、「蝦夷富士」羊蹄山の麓に新たな「山梨村」を築きはじめた。ただし、もともと傾斜地かつ寒冷地で雪深く、たびたび冷害や霜害にも見舞われたこともあって移住者たちの再移住が進み、現在でも山梨からの移住者がそのまま定住している例は極めてわずかである。

現在となつては、開墾地はもとの山林に還り、地名だけに「山梨」の名が残る

ような状態であるが、それでも百年余り前の人々の奮闘努力は、いくつかの痕跡を残しているのである。

羊蹄山の北東麓の国道二七六号を走り、倶知安町から京極町に入る町界附近に、上山梨（ヌプリカンベツ・ペーペナイ）への入口となる道があり、ここを東に入ったところに「蚕影山」が建っている。（四〇頁参照）

この「蚕影山」は碑の基部の刻銘によって、上山梨の移住者らが正六年（一九一七）四月十八日に建てたものだと分かる。「蚕影山」の存在によって、山梨からの移住者がこの地域でも養蚕業を営み、地域で蚕影山信仰を持っていたことをうかがうことができる。上山梨に移住したのが、山梨県でも養蚕地帯である甲府盆地東部に位置する東山梨郡・東八代郡からの人々が大多数を占めていることも、養蚕業への積極性の重要な背景だと言える。

養蚕については、移住早々から取り組んでいたようで、すでに第一陣が移住した明治四十一年（一九〇八）の夏の新聞には、「第一回第二回に出発したる倶知安村の内上山梨中山梨の殖民は、夫々養蚕を飼育し居るものもあり、何れも成績佳良にして上簇中のものあり、桑は野桑にて採集する丈の労あるのみ、養蚕は將來有望なり（殖民は既に内地にて飼育に熟達せるを以て殊に好成績を得るならん）」（山梨日日新聞「明治四十一年八月九日付「北海道殖民地の昨今」といった、現地での養蚕業の取り組みに関する景況報告も現れている。



図5 ヌプリカンベツの蚕影山
国道から脇道に約2キロ入った付近に設置された蚕影山。

こうした明るい見通しの一方で、やはり寒冷地であることから、冷害や霜害、あるいは干害によって、開発されたばかりの山梨県からの移住者の脆弱な生活基盤がたびたび脅かされていく。大正二年（一九一三）には冷害によって大きな被害が出たようで、その後の第一次世界大戦による好景気によって持ち直したものの、離村者の増加傾向に歯止めが掛からなくなっていたとされる。昭和十八年（一九四三）や戦後の天野久県政時代には、山梨県から北海道の移住地への慰問が行われたようだが、この時点での程度人口が減少していたかは不明である。結果的に、現在の豊浦町（下山梨（ソータキベツ）など）の一部を除き、上山梨（ヌプリカンベツ・ペーペナイ）や中山梨（ワツカタサツプ）では、開拓された移住地はもとの山林へと還ってしまったという状況である。



図6 旧豊浦町立山梨小学校のステンドグラス
旧山梨小学校（平成19年閉校）の昇降口に設置されたステンドグラス。山梨県と北海道の「山梨」を重ねてみて、ふたつの「富士」と「蝦夷富士（羊蹄山）」、ブドウや桑の葉、稲をモチーフとしている。中央には笛吹川と釜無川が合流する様も描かれている。同校内には「私達の学校」と題したステンドグラスにちなんだ詩とイラストを描いた色紙が残されていた（口絵参照）。なお、同校内をはじめ、ステンドグラスは一般に公開はされていない。

そのようななかで、移住地には開拓の周年ごとに記念碑が建設されているほか（三九〇頁参照）、下山梨では地域の団結のために農村歌舞伎が上演され、その台本は北海道博物館に現存している²³。三十四冊ある歌舞伎の台本のなかには、表紙が（蚕の）種紙を使用しているものもあり、当時の人々の地域の存続にかけると、日常の生活や生業との双方を今の私たちに伝えてくれている。

五 被災者救済と「人口排泄」のあいだ

山梨県の明治四十・四十三年の大水害被災者の北海道団体移住については、被災から早々にいずれかの地域への集団的な移住を前提とした提言や議論が始まっている。

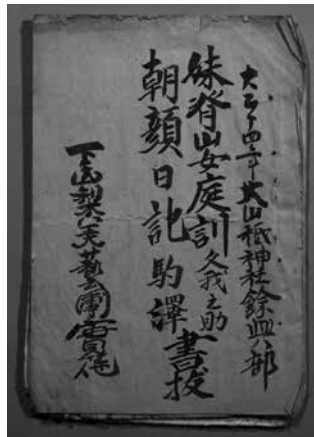


図7 農村歌舞伎の台本
北海道博物館蔵
大正4年（1915）に始められた新山梨歌舞伎に続き、同9年ごろに始められた山梨歌舞伎の台本。左は「下山梨美芸団実施」とあり、大正14年のもの。下は忠臣蔵七段目一力（茶）屋の段、平右衛門の役を書抜き台本で、表紙に種紙を使用しためずらしいもの。



管見の限りでは、北海道移住の提言の最初となったのは、明治四十年の大水害直後といってもよい明治四十年八月二十九日付の「山梨日日新聞」に掲載された「罹災民の移住」という記事ではないかと思われる。同記事には人口増加と山林荒廃というふたつの理由から、水害によって被害を受ける土地と人々が増加せざるを得ないという山梨県の事情を省察したうえで、明治二十二年（一八八九）の水害の際に、奈良県吉野郡十津川村の被災者二四八九名が北海道樺戸郡トク原野に移住した例（現在の空知支庁新十津川町）をもとに、「吾人は今回の罹災民が団体移住を企てて、一の山梨村を北海道に造らんことを勧告せざる能はず」と提言している。

被災者救済の善後策としての北海道移住は、ほかにも同様の認識を持たれていたようで、被災地を巡察した警察官望月嘉三郎の記録である「明治四十年八月山梨県下水害地巡視日記」⁽²⁶⁾には、「同村（黒駒村）ハ僻邑ニシテ土地狭小耕耘ノ地最モ乏シキ処ニシテ、尚田畑ノ被害數十町ニ達セリ。被害ノ恢復容易ナラズ、村内ノ有志者ニシテ北海道移住ノ必要ヲ説クモノアリ。水害善後策トシテハ蓋シ上々ノ策タルベシ。」という地域のなかでの北海道移住の声と、望月の「上々ノ策」という評価が記されている。被災から十日ほどにて、早くも「北海道移住」という意見が一般から出ている事実は、前述の「山梨日日新聞」の北海道移住提言記事の影響を受けたものとも考えられるが、平地に限られた山梨県において、ある程度は人口を減らすことが大水害のような大規模災害時の減災につながり、これから復興を図るうえで、限られた土地の活用も有効に図られるであろうという認識が、一般の人々にもある程度持たれていたことがうかがえる。

この北海道移住をめぐる言説を新聞報道から見てみると、前述の記事に続いて、明治四十年九月八日・十日付で、「朝鮮と北海道（上・下）（再び罹災民移住に就て）」⁽²⁷⁾を掲載し、その後もたびたび関係記事を掲載し、十月以降は北海道移住は既定路線として、県庁の対応状況などの報道も交えていくことになる。

二日にわたって掲載された「朝鮮と北海道」だが、記事の論調は同じく被災者の移住を唱えながらも、議論の中心はその行先として当時保護国としていた韓国を主張していた山梨県農会との見解の相違を争う内容となっていた。北海道が韓国かの是非についてはともかく、ここで注目したいのは、八日付の（上）に掲載された左記の一節である。

吾人も亦た罹災民の北海道移住を主張するに当り、人口排泄の点より又た罹災民復活の点より移住の必要なる所以を論述せりと雖も、移住主張の主眼は人口排泄の点にあらずして、寧ろ罹災民救済の点に存せるが故、平易に之れを解説すれば、人口の排泄を主眼として罹災民の救済を之れに随伴せしめんとするにあらず。罹災民の救済を主眼として、人口の排泄を之れに随伴せしめんとするに過ぎず。左れば吾人は其の北海道たると韓国たると、將た何れの地方たるを問はず。若し此点に就て主客を顛倒する如きあらば、罹災民救済の一方方法として、其の手段及び結果に大なる相違の生ずるを認めざる能はず。吾人の主張せんとする所は人口の排泄にもあらず。北海道の拓殖にもあらず。又た韓国の富源開発にもあらず。即ち罹災民の救済にあり。罹災民の救済の爲め、実行せらるる移住の結果、人口の排泄も出来得べく、未開地の開発も出来得べしと雖も、其は罹災民救済の主産物にあらずして、副産物なりと言はざるべからず。罹災民の救済は主産物なり。人口の排泄や土地の拓殖は副産物なり。吾人は山梨県農会が此際主産物を得んとするか、副産物を得んとするかを、先づ問はざるべからず。

ここで言われているのはやはり人口問題なのだが、指摘されているのは、「人口排泄」という論点と、「副産物」としての政策的な問題の所在である。つまり被災者の移住という命題をめぐる議論のなかにおいて、「北海道の拓殖」と「韓

国の富源開発」という当時の国家的な政策課題が姿を現しているのである。この人口問題が政治問題であるという視点に立つて、この「山梨日日新聞」の一連の主張は、当時の人口の再配置を進める国策のなかで、極めて政治的な現実性に拠った本音の提言を展開しているとも見ることが出来る。⁽²⁾

とはいえ、「山梨日日新聞」の論説は、「罹災民の救済は主産物、人口の排泄や土地の拓殖は副産物」と「主客の顛倒」を戒めているものの、明治四十年の被災者の北海道移住が「人口排泄」という問題意識のなかで行われ、困窮した被災者の需要や希望とは別に、当時の明治政府の移民政策などの人口の再配置・最適化という、極めて政策的な施策として推進されていたという一面を理解しなければならぬ。

現代の私たちからすれば、「人口排泄」というワードは非常にショッキングに感じる。ただそれは、明治四十年の大水害という近現代を通じて最大の被害を山梨県にもたらした自然災害に直面し、「人口排泄」といういわば「人減らし」をしなければならなかった悲しい歴史である。水害の被災者の北海道団体移住は、移民政策の観点からすれば、結果的に失敗だったといえるが、その失敗は行政的な当事者や被災者だけでなく、送り出した山梨県民すべてに帰するものであり、災害多発時代を生きる現代の私たちも受け止めていかなければならない歴史的事実だと感じる。

註

- (1) 日にち別の各地の降水量については『山梨県水害史』一九一一―一五五―一五七頁参照。
- (2) 災害のデータについては『山梨県水害史』一五八―一六二頁参照。
- (3) 稲村半四郎「富士見村70年の歴史」一九七八には、旧笛吹川と鶴飼川が合流する地点に位置する富士見村においては、軒下までの堆砂の影響で「暗い中で授業をした」といったエピソードが記されており、「東八代郡町村取調書1」（若尾資料）

には、砂の堆積が全村平均で五・六尺（約一・五―一・八メートル）におよび、まったくの砂礫地となったことが記録されている。

- (4) 小畑茂雄「調査ノート 明治四十年の大水害被災者の北海道移住について」（『山梨県立博物館研究紀要 第二集』二〇〇八）（一）水害善後策「北海道移住」の浮上 四七―四八頁
- (5) 「北海道移住者調」、「北海道移住住民資料」（いずれも若尾資料 山梨県立博物館蔵）より作成。
- (6) 前掲「調査ノート 明治四十年の大水害被災者の北海道移住について」（2）移住地の決定 四八―四九頁
- (7) 「大名移住」については、「一同里余の宿所より伐木に通ひつゝ、ある間に於て、ヲ大名にと云ふ事を耳に致す故先住者に就て其訳を聞き訊したるに、ヲ大名とは我々を指して言ふものにして、其理由は国を立つ時より汽車、汽船、三度の食事、宿賃を會計官吏が始末をつけ、医師・看護婦も付添ひ、伐木・開墾に要する道具・種物一式、其上一年間の食費迄救助せらるゝを以ての故だと聞て驚き（以下略）」という到着早々のインパクトについて書き残されている（『山梨県史 資料編14 近現代1』一九九六 六七八―六八二頁「北海道移住者誓約書」明治41・5付「北海道移住者近況報告書簡」明44・1・16）。
- (8) 「北海道移住者調」（若尾資料） 二二頁参照。
- (9) 「山梨日日新聞」明治四十一年四月十一日付掲載「北海道移住住民の出発時間」十三日便は五四六名、二十一日便は四六一名、三十日便は四三〇名となり、図3の各郡の数値の和と一致しない。
- (10) 噴火湾沿いの弁辺村（豊浦町）方面には、当時はまだ室蘭本線が未開通（弁辺駅（現在の豊浦駅）開業が昭和三年）なため、俱知安からの陸路、もしくは海路で弁辺港にアクセスする必要がある、弁辺方面に向かった三十日便の南都留・北都留郡を中心とした団体は、室蘭港経由で弁辺港へと海路で移動したと思われる。
- (11) 「北海道移住者調」（若尾資料） 一四―一五頁参照。
- (12) 「第四回罹災山梨県移住住民概況」（『殖民公報』第四八号 明治四十二年五月）
- (13) 本間則忠 一八六五―一九三八 山形県出身の官僚。東京高師卒。山梨県事務官奉職以後も、根津嘉一郎の教育事業である、旧制武蔵高等学校（武蔵大学）や根津育英会の設立事務を担うなど、山梨とのゆかりのある人物となる。

- (15) この本間の歌は、引率した第二陣の移住地である新山梨の新山梨神社入口そばの「新山梨開拓碑」の裏面に刻まれている。「為五十週年記念」として、「昭和三十四年九月五日部落一同建之」と記録されている。
- (16) 北海道大学附属図書館蔵 四一〜四二頁参照。
- (17) 熊谷が従四位に叙するのは明治四十三年（一九一〇）十二月なので、ここでいう写真の撮影時期は、第三次移住時のものと考えることができる。
- (18) 『山梨県史 通史編5 近現代1』二〇〇五 三八六頁（前掲『山梨県史 資料編14 近現代1』『北海道移住者近況報告書簡』より引用）には、「尤も急勾配なる山又山に入ッて之れより（移住地）と言はれ一同驚然顔色なし」と、山の中のよゆうな移住地への驚きぶりが伝えられている。
- (19) 現在の移住地の状況については前掲「調査ノート 明治四十年の大水害被災者の北海道移住について」。
- (20) 「北海道移住者調」（若尾資料）によれば、上山梨（ヌブリカンベツ・ペーベナイ）全移住者一五五名のうち、東山梨・東八代両郡からの移住者は一一八名に達し、七六パーセントにも達する。
- (21) 移住地における養蚕業の景況としては、明治四十二年の「殖民公報」第四七号には、「上山梨に於て養蚕を試みしに其結果良好にして、其重なる収穫者は神原〇〇十六貫目、大川〇〇〇、和田〇〇各十貫目とし、其他十貫目以下の収穫を合すれば優に八十貫目を得たり。此等は乾燥の上甲府市に送り甲斐絹の横糸に用ひしに、頗る良好なりしと云ふ。和田〇〇の如きは既に約一町五反歩の桑園を造り盛んに斯業を営む計画を立て、又同移住地に於ては来年度部落実行事業の一として各戸に一反歩宛の桑園を設け、十年計画として将来大に蚕糸業を経営する見込なりと云ふ。」といった将来性に満ちた展望を報告しており、翌年末の山梨県の報告書（「北海道ニ於ケル山梨県移住者概況」（山梨県行政文書 山梨県立図書館蔵））には、「将来有望ナルハ蚕業ニシテ、野桑処々ニ生産セルノミナラス、昨年以來ノ実験ニ徴スレハ氣候養蚕ニ適シ飼育頗ル簡易ニシテ、内地ニ於ケルガ如ク蚕兒二病毒ノ憂ナク、現ニ昨年ノ産繭ヲ今日ニ至ル迄保存シ置クモ、蛆又ハ微ヲ生スルカ如キコトナシ。殊ニ其飼育ノ期節ハ畑作ノ播種ヲ了リ、僅ニ除草ヲ為スニ過キササルカ如キ閑時ヲ利用スルヲ得ルノ便アルヲ以テ、一般ニ望ヲ養蚕ニ属シ、目下尚ホ開墾事業ニ逐ハレ専ラ力ヲ致スコト能ハスト雖モ、既ニ着々桑園ノ仕立ヲ計画セル者アリ。」と、現地における養蚕業を有望視していたことがうかがえる。
- (22) 「観光 北海道山梨村慰問特輯号」昭和十八年三月号に、慰問に際しての県知事らのコラムを掲載している。おそらく当時の国策である満蒙開拓の推進のねらいから、先例としての北海道移住を顕彰したものか。戦後の慰問については、喜茂別町の個人宅において、昭和四十年八月の慰問に際した天野久県知事らの書簡が残されている。
- (23) 移住地に設置されている山梨ゆかりの記念碑は三九〜四〇頁参照。周年の記念碑については、明治四十一年移住の豊浦町山梨地区（下山梨）関係では、山梨神社に「開拓二十年記念碑」（昭和二年）、山梨小学校には「開拓五十年記念碑」（昭和三十三年）があり、明治四十二年移住の豊浦町新山梨地区（弁辺原野）関係では、新山梨小学校に「新山梨十週年記念碑」（大正七年）、前述の「新山梨開拓碑」（※五十周年 昭和三十四年）を確認している。
- (24) 下山梨での農村歌舞伎とその台本については、岡田祐一「開拓時代の農村芸能（一）新山梨歌舞伎について」（『北海道開拓記念館研究年報』第三号一九七四）、同「開拓時代の農村芸能（二）山梨歌舞伎について」（『北海道開拓記念館研究年報』第四号 一九七五）、三浦泰之「北海道における地芝居について」（『北海道開拓記念館第五九回特別展「北海道の民俗芸能 舞う・囃す・競う」図録』二〇〇四）を参照。
- (25) 山梨県立博物館蔵 古文書雑輯（2）（『山梨県史 資料編14 近現代1』一九九六）に全文掲載。
- (26) 明治四十年の大水害直後の明治四十年八月三十一日付で公表された、「山梨県農会よりの大水害善後策に付報告書」（篠原家文書）には、第一 耕地整理ノ件、第二 桑園速成ノ件、第三 居室及蚕室ニ関スル件、第四 流木保存ノ件、第五 農作物種子ニ関スル件、第六 蚕種保護ニ関スル件を掲げており、韓国への団体移住などについての記述は確認できない。
- (27) 産業の近代化のなか、農村の余剰労働力の対策として国内外への移民送出が盛んになるなかで山梨県のそれは鈍く、北海道移民に限れば明治三十二年から四十一年の府県平均三二九六戸一二六〇九名（沖繩・樺太・台湾を除く）に対し、山梨県は一〇四戸四一四〇名に留まる（「最近十ヶ年来往住者府県別累計戸口表」（『殖民公報』第五一号 明治四十二年十二月より））。

資料編

(一) 北海道移住者調 (若尾資料)

【表紙】

北海道移住者調

【扉】

第一〇号 (二冊之内一) (朱書き)

北海道移住者調 四十一年

山梨県志編纂会

【本文】

〔山梨教育会図書之章〕印

第一回

第二回

〔山梨県立図書館蔵書〕印

北海道移住

明治卅四年八月山梨県管下未曾有ノ大水害ヲ蒙リ、其惨害ノ及ブ所モ亦大ナリ、於此罹災民救済ノ目途ヲ立テ、北海道移住ノ策ヲ講ジ、戸数六百八拾五戸ノ窮民ヲ移住セシメントス。先ツ移住費ヲ国庫補助ニ仰ギ、且北海道庁ト商議之胆振国内ニ於テ其区域ヲ指定セラル。其地域ノ概況左ノ如シ。

一 ペーペナイ原野 約五百六拾萬坪

ペーペナイ及ワツカタサツプ式区画地ヲ含ム

地勢 虻田郡俱知安村ニ属シ、ペーペナイ川 ワツカタサツプ川ノ間ニアル

丘陵ニシテ、波状ヲナシ傾斜急ナリ。

地味 概シテ肥沃ナリ、表土四寸乃至七寸、黒褐色ノ腐植質壤土、次層ハ一尺乃至二尺黄褐色ノ植質壤土、下層ハ埴土又ハ礫質埴土ナリ。

植物 一部ノ地ニトド松散生スルモ多ク潤葉樹ニシテ、イタヤ センノキノナラ シナ クルミ アカタモ、ヤチタモ ホー等ニシテ野桑又多シ。

氣候 初霜ハ九月上旬、終霜ハ五月下旬、初雪ハ十一月初旬 全月下旬根雪トナリ、翌年四月下旬ニ融解ス。積雪ノ量多ク五六尺ニ達シ、寒氣頗ル強烈ナル地方ナリ。

用水 地下水低クシテ井水ヲ得ルコト容易ナラサレトモ、溪流多ク清冽ニシテ、飲料ニ乏シキコトナシ。

交通 俱知安市街地(停車場所在地) ヨリ区画地ニ至ル最近距離ハ約式里、最遠距離ハ約五里ニシテ、市街地ヨリ真狩ニ通スル国道ハ区画地ヨリ一里内外ノ所ヲ横貫セルヲ以テ、将来移住地ヨリ国道ノ連絡ヲ図リ、且国道修理ヲ完カラシメハ交通至便ナルベシ。

二 ベンベ原野 約參百萬坪

地勢 虻田郡弁辺村ニ属シ、ホロイチャニウンナイ川及ポンタクネベツ川ノ間(普通ソータキネベツ原野ト称ス)ニアリテ丘陵地ニテ波状ヲナシ、ペーペナイニ比シ傾斜緩ナリ。

地味 概シテ肥沃ナリ。上層ハ淡黒色又ハ黒褐色ノ植質壤土七八寸、次層ハ一尺乃至二尺赤褐色ノ埴質土、下層ハ岩石ナリ。

交通 弁辺海岸(戸数約百餘戸 ヨリ区画地迄ノ市街ヲナス) 大凡五里ニシテ、全所ヨリ真狩ヲ経テ狩太停車場所在地ニ通スル国道トノ連絡ハ、遠キハ一里半、近キハ約半里ニシテ、将来拓植ノ進歩ニ伴ヒ、交通上一層ノ便利ヲ得ベシ。又移住地ヨリ弁辺ノ市街地ニ出ツレバ、日々室

蘭ヨリ紋別、虻田、弁辺ヲ往復スル汽船ノ便アリ。即室蘭ニ達スルヲ以テ、内地ノ往復交通ハ海路ニ依ルヲ便トス。

【頭注】

補助金内訳

- 家具料、農具料、
- 種子料、食料

四十一年

三月二十四日国庫補助額金八萬円ヲ下付セラレタルヲ以テ、移住事務ヲ促進セシメ、移住民ノ災害程度並生計状態ヲ調査シ、応急救済ノ者ヨリ逐次之ヲ選抜シ第一回第二回トシ、第一回移住ハ今春、第二回移住ハ来春ヲ待ツテ移住セシムルノ方針ヲ定ム。

【頭注】

出張員

- 事務官 入江貫一
- 技師 大脇正醇
- 属 藤原忠夫
- ク 小泉吉雄
- ク 里見克之助
- 県吏員 青木尚太郎

第一回移住戸数三百一戸、人口千四百三十七人、而シテ其補助額ハ実地資力ノ程度ニ応シ、甲乙丙丁ノ四等ニ分チテ、之ヲ補給スル事トセリ。第一回移住者ヲ更

二三回ニ分チ出發セシメ、第一回出發ハ五月十三日人員四百八拾八名、第二回出發ハ同四月二十一日人員五百〇五人、第三回出發ハ同四月三十

【頭注】

四月十三日甲府駅出發

- 中巨摩郡長 小林陽
- ク 郡書記 山本順三郎
- 西八代郡書記 青島虎輔
- 東八代郡書記 久保田宜朔
- 救護員
- 医師 島津庄太郎
- 看護婦 古屋けさの
- 飯室しん

日人員四百四十四名トシ、毎回附添監督トシテ郡長一名郡書記二名乃至三名、又衛生上ノ注意、応急手当ノ用意トシテ、日本赤十字社山梨支部ハ医師一名看護婦二名宛ノ救護員ヲ配置セシム。第壹回移住民ノ移住地俱知安村弁辺村ニ到着スルヤ、官民ノ周旋歓待等頗ル周到ヲ極ム。折シモ余寒猶強烈積雪數尺、加之運輸ノ便ヲ缺キ、物貨ノ供給全カラサルヲ以テ、住宅ノ建設其意ノ如クナラズサルヲ以テ、一時ペーペナイ、ベンベニ共同小屋ヲ建設シ、其急ヲ凌グノ已ムナキニ至レリ。

【頭注】

四月三十日出發

北都留郡長 飯島篤雄

移住民ノ区画地ハ俱知安村ニ二ヶ所弁辺村ニ一ヶ所、總テ三ヶ所ニシテ、其区画地ノ数相等シカラズ。又

【頭注】

四十一年七月一日二日
北条侍從移住民地ヲ視察セラル。

各字自然ニ隔離セルヲ以テ、同一区域ニ同郡同村ノ移住民ヲ集合セシムル能ハズ。之ガ為メニ東山梨、東八代、南巨摩、西山梨四郡百五拾五戸ヲ俱知安村ノ内、ペーパナイニ、中巨摩西八代二郡五拾三戸ヲ同村ワツカタサツプ

【頭注】

一人ニ約五町歩ヲ貸付、而シ多少換地又ハ増減ハ免レザルベシ。

ニ、南都留、北都留二郡九拾三戸ヲ弁辺村ノ内ソータクネベツに定メ、順位ハ抽籤ニヨリテ之ヲ配与セシメタリ。此等ノ移住民ハ總テ北海道庁ノ所管ニ屬シ、將來一定ノ治下ニ統括セラルベキ事ナルモ、急遽移住ノ際諸般ノ手續ニ於テ缺如セルヲ以テ、所属村長ニ事務取扱ヲ囑託シ、及移住民中適當ノ者ヲ選抜シ組長ニ指命シ、諸般ノ便宜ヲ取計ハシム。而シテ共有財産ノ蓄積ヲ

【頭注】

○中山梨 三組

ワツカタツプ（五十三人）

組長 武井重藏 田中喜一

葉袋常太郎

○上山梨

ペーパナイ 百十六名 六組

人民總代 保科

勇太郎

組長 深沢則勝、佐藤林平、

坂本大次郎、小池龜吉、

志村啓次郎、里吉栄重

○俱知安村分村

ヌプリカンベツ 三十八名 四組

組長 志村治郎、古屋助次郎、

鈴木彦太郎、齋藤寿三郎

奨励シ、自治団体ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ、又地方愛護ノ念ヲ起サシメ、土着ノ精神ヲ涵養セシムルタメニ、移住地ヲ三区ニ上山梨、中山梨、下山梨ト命名シ、其公共用地ニ移住民紀念標ヲ建設シ、更ニ紀念標ノ下ニ於テ將來ノ訓告ヲ与へ、左ノ誓約ヲ為サシメ、其嚮向スル処ヲ知ラシメタリ。

誓約書

明治四十年八月我郷里山梨県管下、未曾有ノ大水害ヲ蒙リ、田園財宝悉ク流亡シ、幾千ノ民衆、住ムモ家ナク、耕スニ田ナク、業ヲ失ヒ職ニ離レ、身ヲ親戚故旧ニ寄セテ一家離散スルノ悲境ニ陥レリ。畏クモ、聖上此ノ惨害ヲ聞召サレ、特ニ内帑ヲ割テ救恤ヲ垂レ給ヒ、更ニ国庫ヨリ金八萬円ヲ支出シテ罹災者ノ移住費ヲ補助セラル、事トナレリ。明治四十一年四月、我等先ツ、此ノ恩沢ニ浴シテ、北海道胆振国虻田郡ノ一隅ニ移住シ、茲ニ山梨県民ノ一新団体ヲ組織ス。

抑モ開墾ノ事タル、素ヨリ容易ノ業ニアラス。思フニ今日以後、幾多ノ困難ト誘惑トハ、絶ヘス我等ヲ圍繞シテ、我等ノ初志ヲ破ラントスル者アラン。若シ勞苦ヲ厭ヒテ、困難ニ屈シ、小利ニ迷ヒテ、誘惑ニ陥ラバ、奮ニ開墾ノ事成ラザルノミナラズ、遂ニ貸付セラレタル土地ヲ失ヒ、永ク路頭ニ迷フノ不幸ヲ見ルニ至ルベシ。是ヲ以テ、我等互ニ心ヲ一ニシ誓テ困苦ニ堪ヘ、誘惑ヲ却ケ、美風ヲ涵養シ、必ズ開墾ノ初志ヲ貫徹シ、一ハ我家ノ繁榮ヲ図リ、一ハ国家ノ遺利ヲ収メ、以テ、聖恩ノ萬一二報ヒ、奉ラザルベカラズ。乃チ茲ニ、左ノ条項ヲ誓約シ、必ズ相共ニ違ハザランコトヲ期ス。

一、如何ナル困難ニ遭遇スルモ、堅忍不拔ノ精神ト、不屈不撓ノ勤勞トニヨリ、貸付セラレタル土地ハ、必ズ自ラ開墾ヲ成就シ、成墾ノ後ト雖、猥リニ之ヲ質入レ書入レ、又ハ譲リ渡スベカラズ。

二、日常ノ生活ハ、勤勉ヲ旨トシ、朝ハ必ス日出ニ先チ、業務ニ従事シ、夜ハ相当ノ夜業ヲ求メ、寸時タリトモ、安逸ヲ貪リ、無益ニ時ヲ費サ、ルベシ。

三、衣食ハ、勉メテ自ラ薄フシ、誓テ奢侈ニ流レザルベシ。

四、吉凶儀礼ニ当リ、徒ラニ飲食スルノ弊風ハ自今全ク之ヲ破リ、無益ノ失費ヲ多カラシムベカラズ。

五、一家幸福アラバ、共に之レヲ慶シ、一家凶事アラバ、互ニ其ノ悲ミヲ分ツベシ、病者アラバ、共互ニ之レヲ慰メ、死者アラバ、共同シテ葬礼ヲ営ムベシ。

六、一家和合シ、近親相扶ケ、邪ヲ惡ミ、正ヲ愛シ、逸ヲ却ケ、勤ヲ尊ビ、以テ一郷ノ風教ヲ保持スヘシ。

七、一致共同ノ美風ヲ作り、礼讓ヲ尚ヒ、信義ヲ重ンジ、老弱ヲ扶ケ、暴慢ヲ压ヘ、以テ秩序ノ確立ヲ期スヘシ。

八、年々ノ収益ハ、濫費ヲ防キテ、之ヲ蓄積スルト共ニ、又共有財産ノ蓄積ヲ図リ、凶変救恤ノ用ニ供スヘシ。

九、共有財産ハ、漸次蓄積シテ、之レカ増殖ヲ図リ、別ニ管理方法ヲ設ケ、確實ニ保管スヘシ。

明治四十一年五月

移住町村名戸数人口表

郡名	町村名	戸数	人口	郡名	町村名	戸数	人口
北巨摩郡	下条村	二	五	中巨摩郡	小井川村	一	七
〃	上手村	二	五	〃	花輪村	一	八
〃	新富村	二	七	〃	大鎌田村	一	四
〃	江草村	三	一一	南巨摩郡	増穂村	四	一二
〃	円野村	一	五	〃	伊沼村	六	三四
〃	大草村	一	四	〃	飯富村	一	二
中巨摩郡	三町村	一三	六〇	〃	下山村	一	二
〃	南湖村	一三	五〇	〃	鯉沢村	二	八
〃	西条村	二	九	東山梨郡	春日居村	三	一二
〃	二川村	二	九	〃	日川村	二	八
郡名	町村名	戸数	人口	郡名	町村名	戸数	人口
東山梨郡	平等村	一	二	東山梨郡	休息村	一	六
〃	中牧村	一	二	〃	初鹿野村	八	四三
〃	諏訪村	六	二七	〃	鶴瀬村	二	五
〃	神金村	二八	一七二	〃	松里村	一	一
〃	奥野田村	五	二三	西山梨郡	国里村	四	一二
〃	七里村	三	一五	〃	清田村	一	五
〃	大藤村	七	三三	〃	住吉村	一	二

〃	小佐手村	三	一八	〃	千塚村	一	六
〃	山村	一	六	〃	東八代郡石和町	四	二〇
〃	三富村	一	三	〃	一宮村	五	二三
〃	綿塚村	一	二	〃	御代咲村	九	四〇
〃	東八代郡 <small>(註)</small> 富士見村	一二	七〇	〃	西八代郡豊和村	四	二二
〃	英村	一	五	〃	市川大門町	五	二二
〃	日影村	三	一六	〃	南都留郡宝村	一二	六六
〃	黒駒村	三	一二	〃	盛里村	二	一一
〃	錦村	一	五	〃	河口村	七	三六
〃	白井河原村	二	九	〃	三吉村	一	五
〃	祝村	一	一〇	〃	北都留郡笹子村	一五	六六
〃	相興村	一	五	〃	初狩村	七	三二
〃	石廩村	二	一六	〃	広里村	一八	七九
〃	西八代郡上野村	七	三六	〃	大原村	六	二八
〃	高田村	一	六	〃	富浜村 <small>(註)</small>	二	九
〃	大塚村	九	四五	〃	梁川村	一	五
〃	北都留郡巖村	一	四	〔山梨教育会図書之章〕印			
〃	甲東村	二	九				
〃	大鶴村	六	二四				
〃	島田村	八	四一				
〃	上野原村	一	五				
〃	桐原村	二	九				
合計		三〇一	一、四三七				

※別表1「字上山梨(ヌプリカンベツ・ペーペナイ)・中山梨(ワツカタサツプ)・下山梨(ソータクネベツ) 区画地配当並ニ組長人名」(四四〜四五頁) 参照

〔山梨教育会図書之章〕印

第一回移住民事業ハ明治四十一年四月ヨリ五月ヲ以テ完了セルヲ以テ、本年第二回移住民事業ヲ継続スルニ至レリ。第二回移住民戸数ハ百六戸人員

【頭注】

内訓九号

臨時移住民係ハ四十三年八月一日之ヲ廃止ス。

係長事務官本間則忠

技師 大脇正謙諱(※實際の表記は「言」べんに「亭」)

属 藤原忠夫

〃 早乙女寛

係員青木直太郎

(二月四日カ)

五百二十四人ニシテ、昨年延期セラレタル者トス。四十二年二月新ニ臨時移住民係ヲ置キ、之ヲ内務部ニ属セシメ、事務官ヲ以テ係長ニ充テ、技師一名属三名県吏員一名ヲ以テ兼務係員トシ、尚逐次臨時三名ノ嘱託員ヲ置キ、以テ専ラ移住民事務ノ取扱ヲナス。此に於テ技師一名ヲ北海道ニ派遣シ、道庁ト交渉シ移住地ヲ選定シ、遂ニ前年ノ移住地ニ近接セル胆振国虻田郡弁辺村弁辺原野字「ヂヤラシベツ」ヲ第二回移住地ト決定セリ。本地ハ弁辺原野字壯瀧別

【頭注】

五月四日午前虻田郡弁辺村上陸 五日午前八時出發
委員長志賀兼治

衛生係、応接係、荷物係、
宿舍係、

ヲ去ル西南方約二里ノ地ニ位シ、地勢地味植物等壯瀧別即下山梨ト大同小異ナリ。
殊ニ噴火湾海岸ニ位スル弁辺港ヲ去ル僅カニ一里半ノ地タルヲ以テ、氣候ノ適便、
交通ノ便利、物資ノ供給等ニ至リテハ、前年ノ移住地ニ優ルコト数等ノ地タルヲ
認メラル。二月七日係長事務官及係員技師一名属官二名ヲ先發セシメ、三月二日
移住民全部県下ヲ出發ス。附添監督トシテ係員二名衛生員其外日本赤十字社山
梨支部ヨリ医員一名看護婦二名ヲ同行セシメ、衛生上諸般ノ斡旋ト注意トヲナ
ス。三月五日午前六時弁辺港ニ到着シ、官民ヨリ熱誠ナル歡迎ヲ受ケ、翌日午
前八時移住地仮設ノ共同小屋ニ向テ出發シ、行程二里雪路ヲ踏シテ漸ク所定ノ居住
ニ入ルコトヲ得タリ。

【頭注】

移住民補助

国库補助 旅費、小屋掛、家具、種子、
義捐補助 農具、食料、木炭、雑人夫

夫レヨリ移住費補助金ノ支給ヲ受ケ、且北海道庁ヨリ指定セル貸付地ノ各区画ヲ
定メ、之ガ配当ヲ了レリ。大凡各区画地ハ地勢、地味多少ノ差異ナキニ非ズ。之
ガ配当ハ抽籤ヲ以テ之ヲ行ヒ、其地番ヲ確定セリ。而シ愛郷愛土ノ念ヲ養ハシメ、
移住記念標木ヲ建設シ、其標下ニ於テ誓約書ニ署名捺印セシメタリ。誓約書ハ第

一回ニ同ジ、今標木ニ書キ附ケシ新山梨地名縁起ノ趣旨左ノ如シ。

移住民戸数人員表

郡市名	戸数	人員		計
		大	小	
東山梨郡	六	三一	四	三五
西山梨郡	一	五	一	六
東八代郡	一	三	二	五
西八代郡	四	九	一	一〇
南巨摩郡	九	三五	四	三九
中巨摩郡	二	七	三	一〇
北巨摩郡	三	九	一	一〇
南都留郡	一三	四八	九	五七
北都留郡	六七	二八九	六三	三五二
甲府市	一	一	一	一

山梨之地本在甲州去今三歳甲州被大水害知県令罹災民移住于此処新開一天地山梨
與此地猶本末故新也是以名此地称新山梨矣語曰温故而知新蓋新也者表於向上發展
之意若移民温故國之善美而傳之遠裔且一致協和勤儉力行以自彊不息則新山梨之發
展期而可俟其富榮與山水可長久焉

新 移しうゑのもとハ富士カ根甲斐乃ハな

山 新にひらくやまなしのさと則忠

梨

移住記念木記載左ノ如シ

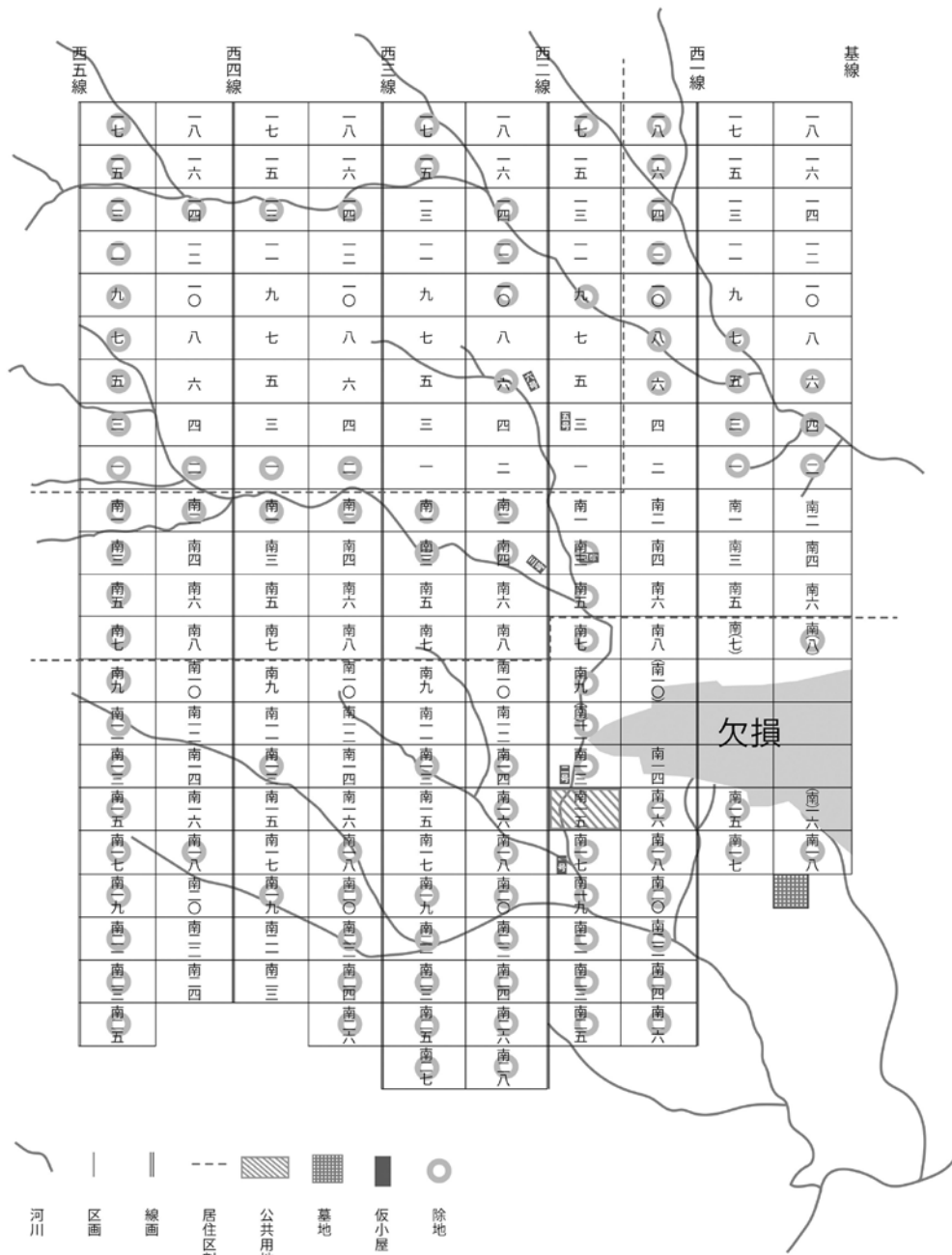
山梨県民移住記念標(表面)

明治四十二年三月六日

山梨県知事正五位勲三等 熊谷喜一郎建之(右側)

胆振国虻田郡弁辺村新山梨(左側)

【折り込み図】



※別表2「山梨県移住者人名簿（弁辺原野）」
四五～四六頁参照

給与物

家具料 金六百貳拾六円参拾銭也

個数 価格ヲ省キ、品目ノミヲ記ス

バケツ 莫塵 草履 柄杓 三組桶

杓子 金盥 箶 金槌 ランプ

石油四合入 鍋大 鉄線 草鞋

農具料 金壹千二百拾円参拾六銭也

唐鍬 鎌 鉈 鋸 鐮

苴 鍬 荒砥 鎌砥

種子 金千五円八拾五銭也

馬鈴薯 夏大根 夏蕪 胡蘿蔔 茶黍

玉蜀黍 南瓜 大豆 菜豆 蕎麦

食料

白米 精麦 塩 味噌 漬物 ワカメ

切干

〔山梨教育会図書之章〕印

(二) 北海道移住民資料（若尾資料）

【表紙】
北海道移住民資料

【扉】
（朱書き）水第一〇号（二冊之内二）
北海道移住民資料 明治四十三年

（山梨県志編纂会「印」）

【本文】

明治四十四年北海道移住民

明治四十三年も亦県下大洪水ありて、其被害の及ぶ処、前四十年より尚一層悲惨を極めければ、県下被害民中復又祖先伝来の愛慕の地を棄て、北海道に移住を願出づる者続々相踵げり。県当局も亦移民の飢寒に泣哭するを聞見するに忍びず、各方面に斡^{マツ}疑^{マツ}せ^{マツ}尽力の労を執られ、其翌年四月に至り、いよ／＼之を実行せられたり。翌四十四年三月十三日内訓第一号（別紙）を以て水害罹災民移住に関する事務を開始し、該件諸般周密敏捷を期する為め左の規定を設け、着々進行せられたり。

明治四十四年北海道移住民補助規程（別紙）

臨時移住民係事務要項（別紙）

臨時移住民係処務心得（別紙）等にして

四月十二日に第一回輸送を為せり。此時戸数百拾六、人員五百三十五、北巨摩郡書記保坂善作附添たり。同月十八日第二回輸送を為し、戸数百三十七、人員

六百四十六、東八代郡書記塚原甲子太郎附添たり。

今回の移住予定は胆振国虻田郡真狩村喜茂別、ソーケシユ、にして物貨供給所はソーケシユ駅通、三宅農場と定めたり。居住小家^{マヤ}及耕地の区画等は、各戸主を集めて抽籤せしめり。書中第一図、第二図及移住民のいろは別宅地番地、耕地番地及其氏名等に拠りて、実況を知らるべし。

被害惨劇の極底ニ達し、不得止墳墓の地を去りて此処に至ると雖、他日産を作り、名を成すの記念にせんと、同五月七日移住民密居宅地附近の公用地に記念標を建設し、其標下に於て移住民全部の戸主に誓約書に記名調印せしめたり。

斯て移住民も夫々其堵^{マツ}に着き、県の設けられたる臨時事務も一先づ完了せり。該件に関係者（重なる者）及関係書類の一二を附録す。

左面ニ山梨県知事従四位勲三等熊谷崑一郎

山梨県民移住記念標

右面ニ明治四十四年五月七日

（飯田郡長書）

内訓第一号

水害罹災民移住ニ関スル事務ヲ処理スル為メ臨時移住民係ヲ置キ内務部ニ属セシム。右内訓ス。

明治四十四年三月十三日

山梨県知事熊谷喜一郎（印）

山梨県内務部長事務官柿沼竹雄殿

明治四十四年度北海道移住民補助規程

第一条 北海道移住民補助ハ国庫補助、義捐補助ノ二種トシ、左ノ区分ニ依リ給

与ス。但シ国庫補助金ノ不足ヲ生シタル場合ハ義捐補助ヨリ支弁スルモノトス。
 国庫補助ニ係ルモノ左ノ如シ。

- 一、食料
 - 二、小屋掛
 - 三、種子
- 義捐補助ニ係ルモノ左ノ如シ。

- 一、農具
- 二、家具
- 三、旅費
- 四、木炭
- 五、雑人夫

第二条 食料ハ移住民財産ノ程度並大人、小人ノ区別ニ従ヒ、現品及郵便貯金ヲ以テ給与ス。其ノ物品ノ調達方法ハ出張官吏ヲシテ便宜処理セシメ、直接移住民ニ給与セシム。移住民財産ノ程度ハ郡市長ヲシテ調査セシメ、知事之ヲ決定ス。

移住民財産ノ程度並大人、小人ノ区分ニ従ヒ、給与スヘキモノノ内訳左ノ如シ。

- 甲 移住地到着ノ翌日ヨリ九ヶ月分以内
- 乙 ヶ 六ヶ月分以内
- 丙 仝 四ヶ月分以内
- 丁 仝 二ヶ月分以内

大人 壹ヶ月ノ給額金二円六十一銭六厘

但一日白米参銭六厘(三合一石)、精麦参銭(拾四)、塩菜料(貳銭)、味噌七

厘(二百五錢一厘)、切干五厘(百五錢一厘)、ワカメ二厘(四百五錢一厘)、塩二厘(二百五錢一厘)、

漬物四厘(百八錢一厘)ノ割合ヲ以テ、参百六拾五日ヲ乘シ、之ヲ十二分シタルモノヲ以テ、一ヶ月ノ給額トス。

小人 壹ヶ月ノ級額金壹円参拾銭八厘

但一日白米壹銭八厘(八合一石)、精麦壹銭五厘(二合五勺)、塩菜料壹銭(味噌

参厘五毛(百五錢一厘)、切干二厘五毛(百五錢一厘)、ワカメ一厘(二百五錢一厘)、塩一

厘(二百五錢一厘)、漬物二厘(二百五錢一厘)ノ割合ヲ以テ、大人ノ例ニ依リ計算ス。

第三条 小屋掛ハ建設ノ上給与ス。其棟数、坪数等ハ出張官吏ヲシテ便宜処理セシメ、且ツ之ニ要スル経費ハ実費ヲ以テ給与スルモノトシ、移住民ニ交付セス、

出張官吏ヲシテ各債主ニ直接支払ヲ為サシム。

第四条 種子、農具、家具、木炭ハ家族ノ数ニ依ルモノト、毎戸平等ニ依ルモノトノ二種ニ分ケ、別表ニ拠リ之ヲ支給ス。其物品ノ調達ハ出張官吏ヲシテ便宜処理セシメ、其代金ハ実費ヲ以テ給与スルモノトシ、移住民ニ交付セス、出張官吏ヲシテ各債主ニ直接支払ヲ為サシム。

第五条 旅費ハ鉄道賃、汽車賃、車馬賃、荷物運搬賃、陸上料、宿泊料、賄料トシ、実費ヲ以テ給与ス。其実費額ハ移住民ニ交付セス、直接各債主ニ支払ヲ為ス。旅行中病氣其他ノ故障ニ依リ、一般渡道者ト共ニ渡道スル能ハザル者ノ旅費ハ、特別ノ事情アルモノヲ除クノ外、出張官吏ヲシテ左ノ範圍ニ於テ便宜処理セシム。

一、宿泊料 一泊ニ付大人金五拾銭以内 小人金拾五銭以内

一、賄料 一食ニ付大人金貳拾銭以内 小人金拾五銭以内

第六条 雑人夫ハ必要ニ応ジ、出張官吏ヲシテ随時使用セシメ、其賃錢ハ出張官吏ヲシテ各債主ニ直接支払ヲ為サシム。

別表

農具、家具、種子、木炭給与標準 (毎戸平等給与ノ分)

- 農具 鋤 二、荒砥 一、鎌砥 一、
- 家具 バケツ 二、柄杓 一、桶三ツ組 一、杓子 二、金盥
- 箆 一、金槌 一、ランプ 一、石油貳四合 一、鉄線 十尺、
- 種子 夏大根 三勺 夏蕪菁 五勺 胡蘿蔔 五勺 玉蜀黍 二升
- 南瓜 二合 大豆 一升五合 蕪苔 五升 黍 一升
- 蕎麦 一斗
- 木炭 四貫目

資料編 北海道移住民資料 (若尾資料)

郡名	戸数					人員				参考
	大	中	小	計	大	中	小	計		
東山梨	四九	一三一	五五	五二	二三八					
東八代	四四	一一〇	五二	二五	一九七					
南都留	二七	七七	二二	三〇	一二九					
北都留	一七	四六	二二	一四	八一					
北巨摩	〇	一	〇	〇	一					北巨摩残留ノ部
総計	一三七	三七五	一五〇	一二一	六四六					

明治四十四年四月十八日第二回輸送人員

郡名	戸数					人員				参考
	大	中	小	計	大	中	小	計		
北巨摩	二八	六七	二九	二九	一二五					
西山梨	二二	六三	二四	一四	一〇一					
中巨摩	一三	三四	一〇	一〇	五四					
西八代	二〇	五一	二三	一六	九〇					
南巨摩	二一	六一	二六	一九	一〇六					
東八代	一二	二九	一〇	八	四七					
総計	一二六	三〇五	一二二	九六	五三五					

明治四十四年四月十二日第一回輸送人員

郡名	町村数	戸数					人員別				資力別
		大	中	小	計	甲	乙	丙	丁		
東山梨	一五	四九	一三一	五五	五二	二三八	四七	一	〇	一	四九
西山梨	四	二二	六三	二四	一四	一〇一	一七	三	〇	二	二二
東八代	九	五六	一四九	六二	三三	二四四	四九	七	〇	〇	五六
西八代	二	二〇	五一	二三	一六	九〇	一二	六	一	一	二〇
南巨摩	三	二一	六一	二六	一九	一〇六	一八	三	〇	〇	二一
中巨摩	六	一三	三四	一〇	一〇	五四	九	二	〇	〇	一三
北巨摩	九	二八	六八	二九	二九	一二六	二五	三	〇	〇	二八
南都留	三	二七	七七	二二	三〇	一二九	二一	六	〇	〇	二七
北都留	四	一七	四六	二二	一四	一二九	一七	〇	〇	〇	一七
県総計	五五	二五三	六八〇	二七二	二二七	八一	二二五	三一	三	四	二五三

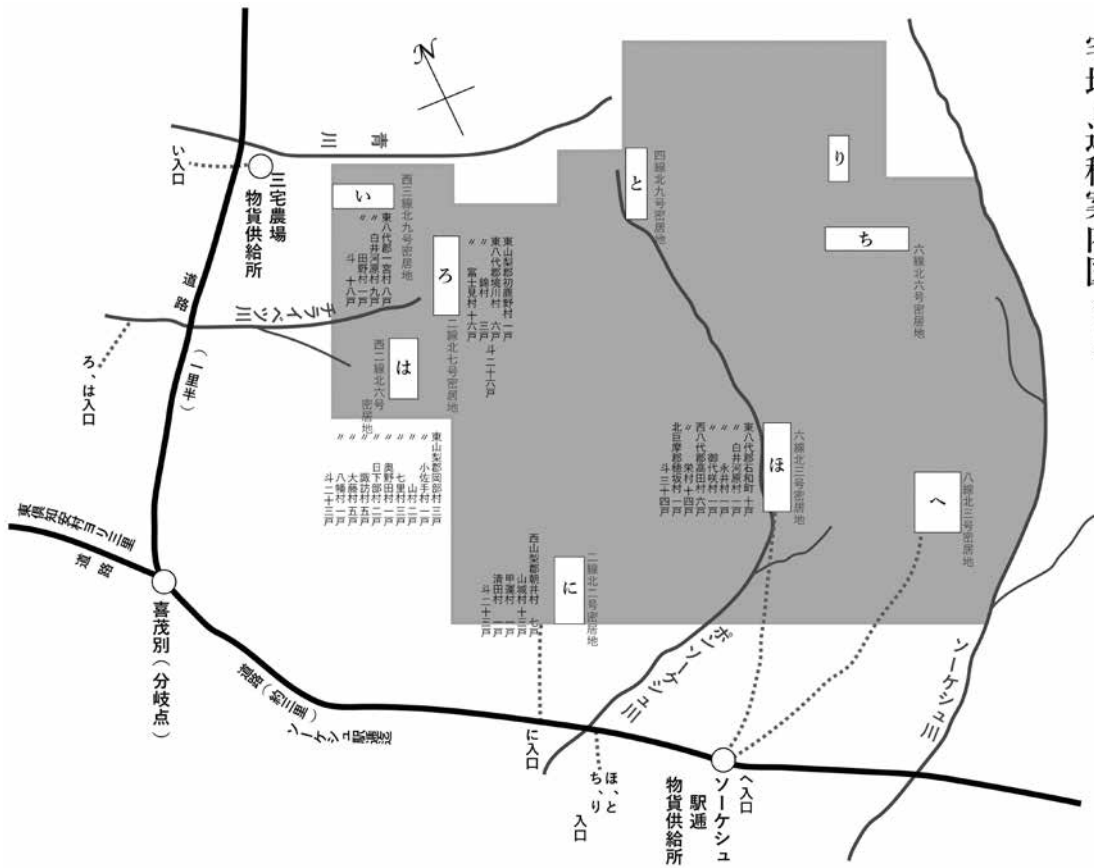
明治四十四年四月十二日第一回輸送人員

山梨県移住者誓約書

明治四十三年八月我郷里山梨県管下、再度ノ大水害ヲ蒙リ、田園財宝悉ク流亡シ、幾千ノ民衆、住ムニ家ナク、耕スニ田ナク、業ヲ失ヒ職ニ離レ、身ヲ親戚故旧ニ寄セテ一家離散スルノ悲境ニ陥レリ。畏クモ、聖上此ノ惨害ヲ聞召サレ、特ニ内帑ヲ割テ救恤ヲ垂レ給ヒ、更ニ国庫ヨリ、罹災者ノ移住費ヲ補助セラル、事トナリ、又内外同胞ノ方々ヨリ多大ノ寄贈ヲ賜テ、移住費ヲ補助セラル、事トナリ。茲ニ明治四十四年四月、我等此ノ聖恩ト厚誼トニ浴シテ、北海道胆振国ニ移住シ、山梨県民ノ一団体ヲ組織ス。

抑モ開墾ノ事タル、素ヨリ容易ノ業ニアラス。思フニ今日以後、幾多ノ困苦ト誘

宅地及道程案内図 (其二)



※別表3「明治四十四年移住民調」(真狩村喜茂別・ソーケシユオマベツ) 四六〜四七頁参照

明治四拾四年北海道移住民関係者

明治四拾四年四月十二日及十八日ノ二回、北海道移住民ニ関シ同地に出張して斡旋尽力せられたる者の氏名。

移住民係長 山梨県事務官補 長尾眞次郎

山梨県林業技師 中村三郎

山梨県属 山田糸雄

小泉吉雄

青木直太郎

南都留郡長 飯田知房

日本赤十字社 山梨支部 医員 矢崎貞吉

往信写

明治四拾四年三月十日午前十一時半発電

東京 西村事務官

道庁拓殖部長宛

大水害罹災者移住ノ件ニ付、山梨県事務官ヨリ交渉アリ、下ノ事実折返シ返電アリタシ。

○移住戸数約三百戸ノ見込ニシテ、可成先年ノ団体移住地ニ近接セル土地ニ移住セシメタシ。適當ノ土地アリヤ否ヤ、若シアリトセハ、其ノ地名、団地数、面積、地形ノ大要及先年ノ移住地トノ最近距離等承知シ度シ。

復信写

明治四十四年三月十日午後六時五分着電

道庁 拓殖部長

東京 西村事務官宛

国庫ノ補助ヲ受ケ移住セントスル山梨県水害罹災民収容地トシ、胆振国虻田及有珠郡ソーケシユオマベツ及同国虻田郡キモーベツノ二原野ヲ予定シアリ、此ノ二原野ハ相接統シ一団地トナリ居レリ。総面積約三千六百町歩、其内地味不良ノ箇所及他ノ者ヲ容ル、見込地ヲ除キ、御申越ノ戸数ヲ収容スルニ足ル。又二原野共、先年ノ移住地ナルカシブニ原野ニ近く、直径距離約三里ニシテ、既成道路ニ依レハ約七里ヲ隔ツ。地形地味等ハ、先年移住地ト大差ナシ。

地発乙第六〇号

北海道移住者取扱方ニ関シテハ、種々御配慮事と存シ候処、幸此度道庁員上京セシメラレタルニ、付テハ不日貴庁員上京ニ出頭シ、親シク御協議可相遂様申シ込ヘ置キ候間、其際篤ト御聞合ノ上、諸事無遺漏御配慮相成度、別記参考事項相添ヘ、此段申進候也。

明治四十四年三月二十五日

内務省地方局 (印)

山梨県御中

追テ申上候迄モ無之候ヘトモ、諸事準備事務ニ付、道庁ノ援助ヲ要スル事項不少義ト存シ候ニ付テハ、其辺ハ出張員ニ対シ無腹藏御咄相成候様致し度申添ヘ候也。

注意ヲ要スル事項

一、移住地ニ小屋掛ヲ為シ、移住者ノ到着シタル際居住ニ差支ナキ様準備ヲ要ス。故ニ共同小屋ヲ設ケ、一時之ニ居住セシムルカ、又ハ各戸ニ小屋掛ヲ為サシムルカ、壮丁ヲ先発セシムルカ、或ハ請負者ヲシテ營造セシムルカ等、

何レニシテモ速ニ此手配ヲ為スノ必要アリ。道庁ニ於テハ県ノ希望ニ応シ、相当ノ措置ヲ為スヘシ。

一、移住地ニ到着ノ当時、食料ヲ供給セントスルモ、附近ニ人家ナク、運搬モ通路ノ不良等ニ依リ困難少ナカラス。故ニ予メ物資ノ供給地ヲ定メ、移住地ニ於テ之ヲ炊キテ供給スルノ方法ヲ採ルヲ可ナリト認ム。之レカ手配ハ県ニ於テ各段ノ計画ナケレハ、道庁ニ於テ之ヲ為サムトス。

一、移住地ノ割当方法、例ハハ抽籤ヲ以テスルカ、又ハ県ニ於テ之ヲ割当ツルカ、別ニ意見ナケレハ、道庁ニ於テ機宜ノ処置ヲ採ラントス。

一、移住者ニハ汽車汽船賃ノ割引券、及戸籍謄本、並ニ実印ヲ必ス携帯セシムルコト。

一、北海道ハ未タ消雪セス。従ツテ寒氣モ強キヲ以テ、服装ニ注意スルコト。

一、荷造ハ堅牢ニシテ、荷主ノ氏名及届先ヲ明記シタル荷札ト白布ヲ固ク縫着スルコト。

一、移住者ハ種子ノ携帯ヲ要セス。寧ろ北海道ニ於テ其地ニ適スル種子ヲ撰フヲ可トス。

一、寝具衣類ハ成ルベク携帯スルヲ可トス。

一、農具ヲ携帯スルハ不可ナキモ、北海道ニ適當ノ農具ヲ購入スルヲ可トスルコトアリ。故ニ此点ニ留意スルヲ要ス。

一、移住ノ時期ハ、播種ノ都合モアリ、晩クモ四月中タルヲ要ス。

一、携帯品ハ通信省所管ノ鉄道及汽船ニ在テハ無賃、定限ヲ超過スル分五割引、但シ北海道所在ノ鉄道中無賃区間間ニ限り無賃、其他ノ鉄道及汽船ニ在リテハ、明治三十九年五月内務省告示第五十七号第二条ノ割引歩合ニ依ル。

拓殖第三九六三号

水害罹災民移住に関する件

水害罹災民移住に關しては、予て岩野事務官補を差出し御打合せ為致候へは、左記事項も相満し候次第とは存候得共、尚左記事項御承知相成度、為念此段申進候也。

明治四十四年四月一日

北海道庁長官河嶋醇（印）

山梨県知事殿

〔山梨教育会図書之章〕印

記

- 一、罹災移住民の族籍氏名年齢を記したる名簿調製のこと。
- 二、移住地は県官立会、移住前に抽籤配当すること。
- 三、移住者は戸籍謄本并ニ汽車汽船割引券を携帯せしむること。
- 四、移住者を適宜の組に分ち、組長を置き各種の斡旋をなさしむること。
但組長は徽章を付すること。
- 五、移住者の貨物は一見分かり易き様、小口に赤切れを結付くること。
- 六、棄牽引力の都合に依り、途中にて貨車の幾分を分離し、後廻しとなすことあり。故に寢具、炊具等の移住後直に入用なる貨物は、成るべく取纏め前方に連結せしむること。
- 七、郷地出發の折は、移住者の大人人数荷物個数、并に客車貨車数を電報にて当庁、并に青森市北海道庁移住民取扱事務所に通知のこと。
- 八、旅行途中の食物は、成るべく多く携帯せしむること。
- 九、若し途中にて食物を要する場合は、成るべく前日中に大人人数、并に何回分なるやを、予て通知致置候当庁出張員へ電報通知のこと。
- 十、其他臨時の出来事ハ成るべく速に本庁、并ニ青森市北海道庁移住民取扱事務

所へ電報にて通知相成度こと。
十一、移住地へ着の上は、名簿と配当地等を併せて所轄支庁員へ引渡相成度こと。

農産種子寄贈之件

本村各部落人民ヨリ山梨移民一般へ対シ、別紙ノ通農産種子寄贈方申出候ニ付、及御通知候也。

明治四十四年五月五日

真狩村長 鹿島直人（印）

東俱知安

山梨県移民事務所

御中

寄贈農産種子集計并収積位置表

品目	数量	現品収積場位置
小角豆 ^{サ、ゲ}	一〇	以下尻別鈴木與助方 保管シアリ
蕎麥	八〇	
稻黍	八〇	
白麥	二〇	
大麦	二〇	
豌豆	一〇	
鶉豆	六〇	
裸麥	一〇	
金時	一〇	

小麦	一〇
玉蜀黍	六〇
小豆	一〇
蕎麦	二五
さ、げ	二〇
蕎麦	三、二八五
稲黍	二五〇
大麦	三八〇
青豌豆	五
鶉豆	一二〇
裸麦	八〇
金時	一五〇
玉蜀黍	二二〇
小豆	九五
長豆	二〇
ヒゲ豆	一
大豆	六〇
大角豆	三〇
人参種	壹袋
南瓜種	三袋
計	五、一三一

尻別 多田品太郎宅保管
以下ソーケシユ河辺豊次郎氏方
収積

寄贈人員

二百拾九人

内訓第一号

臨時移住民係事務要項ヲ定ム。

臨時移住民係処務心得ヲ定ム。

須路汽車青森ニ至リ、青森ヨリ汽船函館ニ至リ、函館ヨリ汽車俱知安ニ達シ全所
ニテ降車、移住地胆振國虻田郡真狩村へ陸行ノコト。

付添吏員

第一回輸送 北巨摩郡書記 保坂善作

第二回輸送 東八代郡書記 塚原甲子太郎

第一回 四月十二日

第二回 四月十七八日 出發

【頭注】

係長 長尾

技師中村主郎

技師中村三郎

山田

小泉吉雄

青木直太郎

南ツル
郡長 飯田知房

小山

日本赤十字社山梨支部ヨリ

医員矢崎貞吉

明治四十四年三月十三日水害罹災民移住ニ関スル事務ヲ処理スルタメ臨時移住

民係ヲ置キ、内務部ニ属セシム。

移住予定地 喜茂別 ソーケシユオヤボヤ

物貨供給所 ソーケシユ駅通、三宅農場

五月七日移住地と号密集宅地附近公共用地ニ記念標建設セシメ、其標下ニ於テ移
住民全戸主ニ誓約書ニ記名調印セシム。先例ニヨリテ之ヲ甲斐村ト命名ス。

九日ニ事務所閉鎖、組長選挙ス。

標木ハ壹尺五寸角 高壹丈貳尺以上壹丈五尺以下

記念標ハ飯田郡長筆

山梨県民移住記念標

左面ニ 山梨県知事従四位勲三等熊谷崧一郎

右面ニ 明治四十四年五月七日

八日開所 九日係員一同帰序ノ途ニ上ル。

〔山梨教育会図書之章〕印の上に「山梨県立図書館蔵書」印

番号二六〇

部門

出処

所蔵

採収年月日 大正八年十二月 日

備考

(三) 山梨県行政文書 (山梨県立図書館蔵)

○行 110 M43-3 北海道ニ於ケル山梨県移住者概況

北海道ニ於ケル山梨県移住者概況 明治四十三年末調

山梨団体ハ明治四十年同県水害罹災移民ニシテ、国県費補助ヲ得テ同四十一年四月渡道シ、地ヲ蛇田郡殖民区画中「ペーペナイ」ノ内「ワツカタサツプ」(中山梨団体)「ペーペナイ」「スプリカンベツ」ノ三ヶ所ニ選定収容セリ。初メ彼等ノ移住スルヤ四周未タ開ケス、所謂榛莽細径ヲ塞メ突兀タル丘陵鬱蒼タル密林ハ、彼等前途開拓ノ容易ナラサルヲ想見セシメ、失望落胆遂ニ不平トナリ、有望ナル拓殖事業モ将ニ挫折セントスルニ当リ、当局ハ百万之ノ慰撫奨励ノ結果、漸ク其ノ非ヲ悟リ、爾来全力ヲ集中シテ開墾ニ奮勵シ、移住後僅ニ二ヶ年余ニ過キササルニ、其ノ事業ハ長足ノ進捗ヲナシ、其ノ平均七分以上ヲ成墾スルノ佳良成績ヲ揚クルニ至レリ。加之本年ノ如キ一般降雨多量ニシテ、殊ニ低地ニアリテハ被害減収ノ嘆アリシニモ拘ラス、幸ニ本団体ハ土地高燥ナリシヲ以テ、其ノ害ヲ受クルコト尠ク予想以上ノ増収ヲ得テ、一般衣食ニ不足ナク、中ニハ多少貯蓄ノ余裕ヲ生スルニ至リ、各自其ノ堵ニ安ンシ業務ニ精勵セリ。今各部落ニ於ケル概況ヲ摘記スレハ左ノ如シ。

(一)「ワツカタサツプ」(ペーペナイ殖民地)ハ「ワツカタサツプル」右岸ノ高台ニシテ、東俱知安市街ハ二里殖民道路ハ二十五町ヲ開墾セラレアルモ、其ノ余ハ細径ニ過キササルヲ以テ交通不便ナリ。物資ハ東俱知安市街ニ仰クヲ便トス。収容戸数五十三戸、中山梨団体ト称スルモノ即チ是ナリ。一団ヲ三組ニ分チ各組毎ニ組長ヲ置キ、公私ノ要務ヲ処弁セシム。本部落ハ殆ント七分以上ノ成功ヲナシ成績稍々可ナリ。生活ハ本年予想以上ノ収穫ヲ得タルヲ以テ、衣食共ニ欠乏ナク皆其ノ堵ニ安ンシ開墾ニ従事セリ。仮校舎一棟生徒数七十余名アリ。

(二)「ペーペナイ」ハ通称「ガル川」上流北四線以北ノ高台ニシテ、東俱知安市街地ヲ距ル三里余、物資ハ俱知安ニ仰クヲ便トス。区画中二条ノ殖民道路ノ既設ニ係ルモノアリ。交通稍々便ナリ。収容戸数百十六戸ニシテ之ヲ六組ニ分チ、各組ニ組長ヲ置キ、公私ノ要務ヲ弁セシム。上山梨団体ト称スルモノ即チ是ナリ。本部落ハ山梨県移民団体中ノ首脳ニシテ、開墾ノ成績優良全地成墾附与受ケタルモノ二十五名アリ。部落民共同シテ殖民道路ノ請負ヲナシ、昨年三千余円ノ労働費ヲ得テ、其ノ一割ヲ醸出シテ校舎ノ建築費ニ充テ、総額七百円ヲ投シテ校舎(三十五坪)ヲ建築シ、本年九月授業ヲ開始セリト云フ。在校生徒八十四名ニシテ、部落ノ設備トシテハ稍々完全ノ域ニ達セリ。生活ノ状態ハ各所トモ大同小異ニシテ、殊ニ本年ハ降雨多量ナリシモ高燥地ナルカ故ニ被害尠ク、予想ノ秋収ヲ得各自其ノ堵ニ安ンシ業務ニ精勵シ居レリ。

(三)「スプリカンベツ」ハ同川右岸ノ高台地ニシテ、俱知安市街ヲ距ル二里余、物資ノ補給ハ俱知安ニ仰ケリ。本年分村ノタメ俱知安ニ属セリ。原野内殖民道路一条ヲ通シ、交通稍々便ナリ。収容戸数三十九戸、之ヲ四組ニ分チ各組長ヲ置キ、公私ノ要務ヲ弁セシムルコトハ以上各団体ト異ルコトナシ。開墾ハ稍々良好ニシテ其ノ七分ヲ成功セリ。現今仮校舎ヲ設ケ本年九月ヨリ授業ヲ開始セリ。生徒数三十八名、生活及収穫ノ状況ハ「ペーペナイ」ト異ナルコトナシ。

・明治四十三年字「ワツカタサツプ」山梨県移民開墾成績調

田中喜一外五十二名

貸付段別	開墾段別	作付段別	家族数			労働数		
			甲	女	計	甲	女	計
二六一町	〇六一八二五町	二二〇〇二〇八町	一一九	二三〇	二四九	六六	五九	一二五

備考 「カシユブ」二二戸ヲ含ム。

組長 武井重蔵 田中喜一 葉袋常太郎

・明治四十三年耕作物調査表

東俱知安村字「ペーペナイ」ノ内「ワツカタサツブ」

田中喜一 外五十二戸

作物種類	作付反別	段当取穫高	総取穫高	単備	総備	備考
馬鈴薯	八町一六〇〇	九俵	七六八俵	二〇〇	一五三四	病害ノ為不良 天候不順ノ為 收穫不良
玉蜀黍	一五町五五〇〇	一石	二一七石	三三	六五三	
稲黍	一九町〇五〇〇	一石	二一五石	三五	七五三	
蕎麥	二一町二五〇〇	一石	三〇五石	四二	九三〇	
小麥	四町〇八〇〇	一石	三三石	四	二七九	
大麦	〇三〇〇〇	一石	三石	四	一四二	
燕麥	一町九一〇〇	一石	三四石	五	六九〇	
裸麥	八町二八〇〇	一石	七四石	一〇	三七二	
大豆	一七町〇〇〇〇	一石	二七石	四	一八三	
小豆	三町〇六〇〇	一石	一七石	二	一七二	
其ノ他ノ豆類	一六町一〇〇〇〇	一石	一四九石	二〇	一九七	
南瓜	八五町三〇〇〇	二五〇ケ	一八八二ケ	八	六四一	
養蚕	四町〇九〇〇	二五〇貫	一〇二五貫	〇	一四一	
人参	一町六一〇〇	〇	四八〇貫	〇	四一	
根菜	二町四四〇〇	〇	〇	〇	〇	
計	二八町二二〇〇	一石	二石	三	二三五九	

備考 養蚕 四戸 収繭 二石

養鶏 二五戸 二二五羽

「カシブニ」貸付地一戸ヲ含ム。

・明治四十三年字「ペーペナイ」山梨県移民開墾成績績調

保科勇太郎外百十五名

貸付段別	開墾段別	作付段別	家族数			労働数					
			男	女	計	男	女	計			
五八七町	一七一五	四六九町	七三〇〇	四三二町	八七〇〇	三三〇	二九四	六二四	一八八	一六四	三三二

備考 総代 保科勇太郎

組長 深沢則勝 佐藤林平 坂本大次郎 小池亀吉

志村啓次郎 里吉栄重

・明治四十三年耕作物調査表 在俱知安「ペーペナイ」

保科勇太郎外百十五戸分

作物種類	作付反別	段当取穫高	総取穫高	単備	総備	備考
馬鈴薯	二九町八八〇〇	一〇俵	二三八八俵	〇	三〇〇	
玉蜀黍	二九町五六〇〇	一石	四四三石	四	一五六一	
稲黍	三三町七〇〇〇	一石	三九二石	四	一五六九	
蕎麥	三六町八七〇〇	一石	六六三石	六	二二二四	
小麥	二二町八三〇〇	一石	一八二石	六	一六四三	
大麦	〇	一石	〇	〇	〇	
燕麥	六町五〇〇〇	一石	一三〇石	二	三六四	
裸麥	二九町〇七〇〇	一石	四九石	〇	一三二	
大豆	五町一〇〇〇	一石	三五石	四	二七五	
小豆	三町〇七〇〇	一石	二七石	四	二五四	
其ノ他ノ豆類	五三町八七〇〇	一石	五三石	七	七五四	
南瓜	一四町七五〇〇	二五〇ケ	五三八ケ	一	七〇〇	
養蚕	一〇町一六〇〇	二五〇貫	二五四〇貫	〇	八〇二	
人参	〇	〇	〇	〇	〇	
根菜	二町五〇〇〇	〇	〇	〇	〇	
計	四三三町八七〇〇	一石	一石	一	二八五九	

備考 養蚕 三三戸 二三石七五 馬匹 三戸 三頭

養鶏 四二戸 一八七羽 林檎(本年植付) 一三五六本

桑園 一七戸五町三〇〇〇

・明治四十三年字「ヌプリカンベツ」山梨県移民開墾成績績調

志村治郎外三十七名

貸付段別	開墾段別	作付段別	家族数			労働数					
			男	女	計	男	女	計			
二四六町	三四二五	一五七町	〇〇〇〇	一五二町	八九〇〇	一〇六	九一	一九七	五四	四〇	九四

備考 組長 志村治郎 古屋助次郎 鈴木彦太郎 斉藤寿三郎

・明治四十三年耕作物調査表 俱知安村ヌプリカンベツ 志村治郎外三十七名

作物種類	作付反別	段当收穫高	總收穫高	總收穫高	家族数			労働数			備考
					男	女	計	男	女	計	
馬鈴薯	八町	一〇俵	八〇五俵	二	〇	二	八	二	二		
玉蜀黍	八町	一石	八〇石	三	〇	三	四	四	四		
稻黍	一三町	一石	一三五石	五	〇	五	六	六	六		
蕎麥	一八町	一石	一八七石	八	〇	八	四	四	四		
小麦	五町	一石	五〇石	〇	〇	〇	五	五	五		
大麦	〇町	一石	〇石	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
燕麦	二町	一石	二〇石	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
裸麦	七町	一石	七〇石	六	〇	六	二	二	二		
大豆	七町	一石	七〇石	四	〇	四	二	二	二		
小豆	三町	一石	三〇石	〇	〇	〇	五	五	五		
其他ノ豆類	一五町	一石	一五〇石	二	〇	二	二	二	二		
蚕桑	五町	一石	五〇石	二	〇	二	一	一	一		
人參	三町	一石	三〇石	二	〇	二	二	二	二		
根菜	三町	一石	三〇石	九	〇	九	〇	〇	〇		
南瓜	三町	一石	三〇石	〇	〇	〇	一	一	一		
計	一五二町	八九〇	一五二〇	八二	二	八四	二二	二二	二二		

備考 養蚕 二戸 一石
 養鶏 一四戸 四二羽
 林檎(本年植付) 四六〇本

・明治四十三年ニ於ケル山梨県移民開墾成績調 田中喜一

外二百六名

貸付段別	開墾段別	作付段別	家族数			労働数		
			男	女	計	男	女	計
一〇九四町	五八二八	八七七町	五五五	五一五	一〇七〇	三〇八	二六三	五七一

備考 組長 志村治郎 古屋助次郎 鈴木彦太郎 斉藤寿三郎

・明治四十二年ニ於ケル山梨県耕作物調査表 俱知安村ヌプリカンベツ 志村治郎外三十七名

作物種類	作付反別	收穫高	總收穫高	總收穫高	家族数			労働数			備考
					男	女	計	男	女	計	
馬鈴薯	四町	一九〇	三九六俵	〇	〇	〇	一	一	一		
玉蜀黍	五三町	九六〇	七九三石	八	〇	八	二	二	二		
稻黍	六五町	六〇〇	七一八石	五	〇	五	六	六	六		
蕎麥	七六町	八二〇	一六〇石	七	〇	七	四	四	四		
小麦	三一町	九〇〇	二四三石	〇	〇	〇	五	五	五		
大麦	〇町	〇	〇石	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
燕麦	八町	六〇〇	一六七石	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
裸麦	四四町	四一〇	三二〇石	六	〇	六	二	二	二		
大豆	五二町	四一〇	六六三石	七	〇	七	二	二	二		
小豆	一町	一三〇	九一石	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
其他ノ豆類	八五町	八七〇	一八五石	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
蚕桑	二八町	二五〇	一八六石	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
人參	二町	二〇〇	八二石	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
根菜	一八町	七四〇	八二五石	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
南瓜	九七町	九七〇	四五一二五ヶ	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
計	七九二町	九七〇	一五二〇	四九	二	五一	二二	二二	二二		

備考 養蚕 三八戸 二六九五〇合
 養鶏 八一戸 四六四羽
 馬匹 三戸 三頭
 林檎(本年植付) 一八一五本
 桑園 一七戸 五三〇〇歩

・明治四十二年ニ於ケル山梨県移民開墾成績調 田中喜一

外二百六名

貸付段別	開墾段別	作付段別	家族数			労働数		
			男	女	計	男	女	計
一〇九四町	五八二八	七三四町	五五五	五一五	一〇七〇	三〇八	二六三	五七一

備考 人員ハ本年五月調査ノモノヲ掲上セリ。

明治四十二年ニ於ケル耕作物調査表 田中喜一

外二百六名

作物種類	作付反別	収穫高	価格	摘要
馬鈴薯	五二町六六〇〇	七〇八俵	二二二二円	
玉蜀黍	三九町七九〇〇	三〇八石	九三二円	
稲	五二町一三〇〇〇	三八七石	三〇六円	
蕎麥	七六町一七〇〇〇	五五九石	一七一九円	
小麦	一六町二九〇〇五	七五石	五三二円	
大麦	二九町四〇〇〇〇	二四二石	一一二二円	
燕麥	三町二四〇〇〇	一石	一七一円	
裸麥	二二〇〇〇	一〇〇〇	七円	
粟	二九六町	八〇〇〇	一四三二円	
稗	四五〇〇	四五〇〇	四円	
大豆	二五町	一七八石	七二五円	
小豆	三〇町	八七〇〇	九〇五〇	
其ノ他ノ豆類	四町五〇〇〇	一石	一九九三円	
南瓜	四町五〇〇〇	二四五石	二六〇	
根菜	一町三五〇〇		二五〇	
人参	六三〇町九三〇五		六一七	

備考 養蚕 一六貫匁

養鶏 一五六羽

林檎 三〇本

内務省地方局長ノ北海道視察ノ際、後志支庁管内ナル山梨県移民総代等ヨリ移住成績ニ付陳情セル梗概左ノ如シ。

明治四十三年九月廿七日北海道後志支庁管内ナル山梨県移民総代保科勇太郎組長田中喜一井上龍藏等重立者十六名ハ、上山梨団体ト称スル「ペーペナイ」及「ヌプリカンベツ」、中山梨団体ト称スル「ワツカタサツプ」ノ移住者ヲ代表シテ、会々同地視察ノ床次内務省地方局長ニ陳情スル所アリ。其ノ言ニ言フ所ニ依レハ、一、故郷「ペーペナイ」ノ現住百十六戸ハ東八代郡ヨリ、「ヌプリカンベツ」ノ三十九戸ハ東山梨郡ヨリ、「ワツカタサツプ」ノ五十三戸ハ中巨摩郡ヨリ

ノ移住者ニシテ、

一、開墾 一昨年移住以來各戸ノ貸付地一戸反別五町歩ニ対スル開墾ハ着々進捗シ、既ニ全部成功シ附与ヲ受ケタル者二十五名アリ。其他ノ者モ今年平均七八部ノ開墾ヲ了シ、是亦明年ニ至ラハ全部成功シ附与ヲ得ル見込ナリ。

一、農事 地勢南西ニ向ツテ波状ヲ為シ、其傾斜セル処能ク耕作ニ適ス。而シテ風害絶テナク又霜害ノ患ナシ。地味肥沃ニシテ殊ニ本年ハ豊作ナリシカハ、稲黍ノ茎幹長七尺ニ達スルアリ。蕎麥ノ如キハ一段歩ノ収穫二石以上ヲ算スヘク、農家ニ必要ナル馬ノ飼養モ逐々増加シ、現ニ各部落ヲ通シテ其数十四五頭ニ及ヘリ。

一、蚕業 将来有望ナルハ蚕業ニシテ、野桑処々ニ生産セルノミナラス、昨年来ノ実験ニ徴スレハ、氣候養蚕ニ適シ飼育頗ル簡易ニシテ、内地ニ於ケルガ如ク蚕児ニ病毒ノ憂ナク、現ニ昨年ノ産繭ヲ今日ニ至ル迄保存シ置クモ、蛆又ハ微ヲ生スルカ如キコトナシ。殊ニ其飼育ノ期節ハ、畑作ノ播種ヲ了リ、僅ニ除草ヲ為スニ過キサカ如キ閑時ヲ利用スルヲ得ルノ便アルヲ以テ、一般ニ望ヲ養蚕ニ属シ、目下尚ホ開墾事業ニ逐ハレ、専ラ力ヲ致スコト能ハスト雖モ、既ニ着々桑園ノ仕立ヲ計画セル者アリ。

一、教育 児童ノ教育ニ就テモ不自由ヲ為スコトナシ。「ワツカタサツプ」及「プリカンベツ」ハ各仮校舎ヲ設クルモ、「ペーペナイ」ニ在テハ部落民共同して道路開墾ノ請負ヲ為シ、其得タル労銀三千余円ノ一割ヲ醸出シテ校舎ノ建築費ニ充テ、総費額七百円ヲ投シテ近時校舎建坪十五坪ノ建築ヲ為スニ至レリ。

一、衛生 移住当時ハ不注意ノ為メ、或ハ感冒ニ犯サレ、或ハ実布埴利亞ニ罹レル者モアリシカ、由来水質良好ニシテ風土氣候ノ人身ニ適セルカ為メ、爾後ハ一人ノ病者ヲ出サス。何レモ益々健全ニシテ、殊ニ内地ニ在テ持病ニ苦ミタル者ニシテ、全ク平癒シタルモノモアリ。

一、家族ノ多キハ都合宜シク、内地ニ在テハ家族多数ナルトキハ衣食其ノ他ニ関シ頗ル苦心スル者アルモ、北海道ニ於テハ幾人ノ家族アルモ、是等ニ対シテ更ニ一戸分五町歩ノ土地ヲ得テ分家セシムルコト容易ナレハ、家族ノ多キハ反テ都合宜シ。斯クテ二男三男ノ身ヲ以テ独立ノ生計ヲ営ミ、五町歩以上ノ地主ト為リ得ルカ如キハ、内地ニ在テハ到底予想スルコト能ハサルヘシ。以上ノ実況ナルヲ以テ、移住者ハ孰レモ安堵シテ益々開墾ノ趣味ヲ感シ、今日ニ於テハ故郷ニ復帰セントスルカ如キ意思アル者ハ絶無ナリ云々。

水害罹災民北海道移住費予算書

一金九十四円九十二銭二厘

一戸移住費

但旅費、荷物運賃及携帯スヘキ家具農具代ヲ除ク。

内 訳

金八円三十九銭

小屋掛費

金五円二十一銭二厘

種苗費

金八十一円三十二銭

食料費

小屋掛費

一金八円三十九銭

一戸分

十坪ノ草葺掘立小屋ニシテ、四囲ヲ萱又ハ笹ニテ囲ヒ、寢所ハ板張トス。

内 訳

金三円

繩百把

一把三銭

金一円九十五銭

筵十五枚

一枚十三銭

金六十四銭

釘取交八百匁

百匁八銭

金二円八十銭

六分板四間分

一間七十銭

但シ地均シ草刈ハ、小屋建設ノ為メ十五人以上二十人ノ手間ヲ要スルモ、

之レハ家族ニテ労働シ、足ラサル所ハ近隣ノ手伝ヲ受クルモノトシテ算入セス。

種苗費

一金五円二十一銭二厘

種目	作付反別	一反歩播量	総播種量	単価	金額
稲 黍	三反	五合	一升五合	石四円	六銭
蕎 麦	二反	五升	一斗	石五円	五十銭
馬鈴薯	二反	三俵	六俵	一俵七十銭	四円二十銭
薯 苔	二反	八合	一升六合	石九円五十銭	十五銭二厘
蔬 菜	一〇反				三十銭
計					五円二十一銭二厘

内 訳

初年作付反別一町歩ト見積リ、主トシテ次年ノ食料ニ供スルモノヲ播種スルモノトシテ計算ス。

食料費

一、金八十一円三十二銭

一 家族五人 内(壯者三人老幼二人)

内 訳

金二十五円六十八銭

米代

四月ヨリ十月迄七ヶ月二百十四日分、一日所要高壯者一人一日二合ツ

ツ六合、二百十四日分一石二斗八升四合、老幼一人一日一合ツツ二合

二百十四日分、四斗二升八合、合計一石七斗一升二合二分一石十五円ノ割

トシ二十五円六十八銭

金三十八円五十二銭

雜穀代

壯者一日一人五合ツツ一升五合、二百十四日分三石二斗一升、老幼一人

一日二合五勺ツツ五合、二百十四日分一石七升合計四石二斗八升一石平

均九円ノ割トシ三十八円五十二銭

ニ具情シ補助金ノ交付ヲ求メ、結局八万円ヲ下付セラレ、余ノ一半ハ県ノ支弁ニテ全部ノ戸数ヲ移住セシムヘキ条件ヲ内示セラレタリ。然ルニ、今春期ニ在リテハ季節既ニ切迫シ、県支弁ノ費額ハ到底急劇ニ支出ノ方法ヲ講スルノ日時ナキ為メ、国庫交附金八万円ヲ以テ比較的貧困者三百三戸ヲ選ミ、胆振国虻田郡下ノ二ヶ村ニ分住セシメタリ。故ニ今後移住セシムヘキ残三百八十餘戸ニ対スル補助金ハ、過般郡市長ヲ招集協議ノ後義捐金ヲ募集シ、以テ充足スル方針ヲ立テ、各郡市ニ配当額ヲ示シ置ケリ。

○行 1117 M41-1 明治四十一年 閣省令達

内務省訓第三〇八号

山梨県

明治四十一年度歳出追加予算別紙ノ通相定メ、支払命令右訓令ス。

明治四十一年三月三十日

内務大臣 原 敬(内務大臣之印)

(※ 内務省野紙 欄外に「明治四十一年三月三十一日決裁」印 「添田」印 花押印)

明治四十一年度歳出臨時部追加支払予算

款	項	目	金額
			八〇、〇〇〇円

山梨県罹災者
北海道移住費補助

山梨県罹災者
北海道移住費補助

八〇、〇〇〇円

山梨県罹災者
北海道移住費補助

八〇、〇〇〇円

(四) 新聞資料

罹災民の移住

吾人は県下今回の大水害に見ても、細民移住の必要を認めざる能はず。思ふに本県の如き地盤の狭小なる土地に於て年々人口の増加夥多なるに、開拓すべきの余地既に絶無なり。尤も原野の開墾すべきもの多少なきにあらざるべしと雖も、之れを人口増加の点より觀察すれば、事実には於て耕地は年一年に狭められつつありと言はざるべからず。既に人口は非常の勢ひを以て増加するに反し、耕地は年々欠乏しつつある以上は、居住者は漸々平地より高地、即ち山岳に向ひて増加せざらんとするも得ず。之れを県下の山岳に接近せる到处の村落を観るに、数十年前に於て部落の存在せざる多くの岳麓と間隔を保てる旧部落と著しく接近せるのみならず、是等の部落に接近せる山岳は其の私有地たり官有地たり御料地たるを問はず、山林の濫伐は勿論山林を開墾して耕地となし、新耕地の増加するに随ふて山林の地皮を剥奪するが故に、是等の地方に於ては人民は一歳汲々として山林を荒廢せしむると共に、水害の原因を造りつつありと言はざるべからず。即ち県下山林の荒廢は林政の不振に因ると言ふと雖も、又た人口増加の一結果ならずと言ふべからず。而して県下の所謂水害地なるものは、年々水害を免かる能はざるのみならず、十年前に於ける大水害より十年後の大水害には、一層莫大の損害を被らざるべからず。加之、数十年來嘗て水害を蒙りたることなき地方が、山林の荒廢に原因する山岳崩壞の爲め、一部落大半全滅の大惨事を演ずるに至るあり。故に単に国土保安の点より觀るも、狭小なる土地に於て過多の人口を有するは、最も危険なりと言はざるべからず。更に之れを細民の側より考ふるも、年々浸水を免かる能はざる土地に生息し、若くは今回の如き大洪水に於て一部落殆んど埋没せざれば流亡したるが如き土地に生存する者は、此際相率ひて富源開拓の希望十分なる新郷土に移住するに如かず。蓋し越鳥南枝に巢ひ、胡馬朔風に嘶くの譬へに漏れず。人類が其の生地を愛するの念甚だ切なるは当然の事なりと雖も、生存競争の劇甚なる今日の世界に住する者は、天涯も猶ほ比隣にして到る処青山在りの意氣を実現するに非ずんば、到底適者生存の原則に従ふ能はず。況んや絶望なる故郷に住するは、好望ある新天地に住するの勝れるに如かざるに於てをや。往年大和十津川に大洪水あるや、住民は相率ひて北海道の移住を断行したり。彼らは絶望の地を去りて希望の地に於けり。本県の罹災民亦た之れを小にしては、一家の福利を増進せん爲め、之れを大にして国家の富源を開拓せんが爲め、事情の許す限り北海の移住を断行すべきなり。移住者は北海道の珍客なり。北海道庁は之れを歓迎して、生活に不足なき便宜と助力とを与ふべし。北海道は今猶ほ人煙稀疎、彼れが如き広大の面積を有して、僅かに二十四万二千八百余の戸数と、百二十九万千百余の人口を有するに過ぎず、海に山に將た原野に無尽の富源を有する広漠たる北海全道に於ける住民にして、此くの如く稀疎なりとせば、北海道の移住者は唯だ勤勉の二字を資本として、子孫の計を為すに

難からずと言ふべし。今北海道に在る山梨県人の職業別を観るに、農業百六十三人漁業五人工業十一人商業七十五人雑業九十人職業不詳二十八人合計三百七十二人に過ぎず、吾人は今回の罹災民が団体移住を企てて、一の山梨村を北海道に造らんことを勧告せざる能はず。

〔山梨日日新聞〕明治四十年八月二十九日付

朝鮮と北海道(上) (再び罹災民移住に就て)

吾人は大洪水後、直ちに罹災民救済の一策として其の北海道移住を主張せり。此の意見は幸ひにして少なからず反響を喚起したるもの如し。吾人が移住論を主張せしより数日にして、山梨県農会も亦た罹災民移住の必要を一般に告知したるが如き、吾人其の着眼の機宜に適せるを称せずんばならず。然れども県農会は吾人が単に北海移住を奨励したるに反し、韓国の移住に重きを置きて、農会自から其の移住に必要な事項を調査せんとするもの如し。吾人も亦た韓国の移住を無用なりとするものにあらず。而も吾人が罹災民の移住を奨励するに當りて、故らに韓国を取除けたるは理由なきにあらざらざる。願うに韓国に於ける農業の有望なること、及び我農民移住の必要なることは、吾人の嘗て華族移住論に於て粗ぼ其の梗概を尽したるが如く、固と異論あるべくも非ず。山梨県農会が此の機会に於て韓国移住を奨励せんとするは、決して理由なしとすべからず。然れども農会は韓国に於ける農業の有望なるを主張の立脚点として、其の移住を奨励せんするもの、吾人或は其の眼前の事情に適切ならざるかを疑はざる能はず。吾人も亦た罹災民の北海道移住を主張するに當り、人口排泄の点より又た罹災民復活の点より、移住の必要なる所以を論述せりと雖も、移住主張の主眼は人口排泄の点にあらずして、寧ろ罹災民救済の点に存せるが故、平易に之れを解説すれば、人口の排泄を主眼として罹災民の救済を之れに伴せしめんとするにあらず。罹災民の救済を主眼として、人口の排泄を之れに伴せしめんとするに過ぎず。左れば吾人は其の北海道たるを韓国たると、將た何れの地方たるを問はず。若し此点に就て主客を顛倒する如きあらば、罹災民救済の一方方法として、其の手段及び結果に大なる相違の生ずるを認めざる能はず。

吾人の主張せんとする所は人口の排泄にもあらず。北海道の拓殖にもあらず。又た韓国の富源開発にもあらず。即ち罹災民の救済にあり。罹災民の救済の爲め、実行せらるる移住の結果、人口の排泄も出来得べく、未開地の開発も出来得べしと雖も、其は罹災民救済の主産物にあらずして、副産物なりと言はざるべからず。罹災民の救済は主産物なり。人口の排泄や土地の拓殖は副産物なり。吾人は山梨県農会が此際主産物を得んとするか、副産物を得んとするかを、先づ問はざるべからず。

〔山梨日日新聞〕明治四十年九月八日付

朝鮮と北海道(下) (再び罹災民移住に就て)

罹災民は悉く赤貧なりと言ふべからず。倅にして多少の財産を残存し得たる者亦少なからざるべしと雖も、其の残存せる財産を提げて、韓国界限に暗中の飛躍を試み得べきもの果して幾人を得べきか。吾人は罹災民の悉くが、韓国に移住するの力絶無なりと言ふにあらざるも、其の多数は独力もて北海道にすら移住し能ふべきや否やを危ぶまざるを得ず。而も是等の罹災民は北海道に移住するが容易なるか、韓国に移住するが容易なるかと言はば、後者の容易なること多言を要せず。既に北海道を以て多数罹災民の移住に容易なりとせば、罹災民救済の爲め移住を奨励せんとする者、先づ北海道に向つて全力を注ぐこと、至当の順序なりと言はざるべからず。韓国の農業如何に有望なりとするも、罹災民が家族を挈げて移住するに不便ならば、救済の目的を達する能はず。吾人は韓国の未だ罹災民等の移住に関して、北海道の如く諸般の便宜あるを聞かず。北海道庁の編纂せる移住案内に拠れば、北海道の移住は之れを大別して、団結移住、単独移住、小作移住の三種に類別するを得べく、団結移住は未開の原野に入りて開墾を為さんとするものに便利あり。殊に府県知事の証明を得て出願せば、貸附地の予定存置を得るの便宜あり。且移住するに先ち、総代人を派遣して予め土地を撰定すると共に道庁の許可を得ば、其の便宜一層大なり。単独移住は既墾の土地、又は其近傍に於て地積大ならざる処に移住せんとする農民、若くは農業外の目的を以て移住するもの、其の開墾を目的とする者は、府県知事の証明を有すれば、他の出願者に先ちて土地の貸附を得る便宜あり。小作移住は北海道の大農場に於て要する所の小作者は毎年二千戸を下らざるが故、農場の小作人となりて立脚の地を作る者に最も便宜あり。知らず罹災民の韓国に移住するに当り、韓国の到る処に於いて斯の如き便宜を得るの望みあるや否や。加之、韓国に於ては北海道に於けるが如く子弟教育の機関具備せず。北海道に於ける小学校の数は約千八十四あり。基本財産として土地を所有し、其収入を以て教育費に補充するもの少なからず。又新移民、若くは旧土人部落の如きは、其の情況に依り官より補助費を補給して学校を設けしむるのみならず、簡易教育規程を設けて容易に教育を為し得るの途を開けり。韓国に至りては、太田の如き小都会に於て、日本人が七千円を投じて完全なる小学校を設置し居るが如き実例なきにあらざるも、其の普遍的ならざるや甚だ明かなり。此点に於ても、罹災民は移住上韓国より北海道に於て、非常なる便宜を有する者なりと言はざるべからず。吾人は以上の理由に依り、山梨県農會が先づ直接に手を下して、罹災民の北海道移住を奨励せんことを希望せざる能はず。而も、吾人を以て韓国の移住に反対する者と誤解すべからず。若し本邦以外に移住し得べき罹災民あらば、僅かに一輩を隔つる韓国は愚か、数千里外なる南米地方に移住するも亦た可なりと信するものなり。

〔山梨日日新聞〕明治四十年九月十日付

府県民と北海道移住の成功(一) (北海道庁調査)

緒言

人口の激増は我国府県の大勢にして、而かも産業には自ら制限あり。移住殖民の事、真に一日も忽にすべからざる也。願ふに北海道の地たる高嶺峻岳少からずと雖ども、河川の灌域長大にして平原極めて多く、將來尚五百万人を収むるに適せり。而かも現在の人口尚百余万人に過ぎず。蓋し維新後事業創規に属し、上下を通して開拓の設備全からざるに当てや、移住者の困難又今日の比に非ず。渡道者の数亦時に隨て盛衰ありしと雖ども、今や鐵道の敷設、港湾の修繕、殖民の經理、拓殖銀行の創設、其他排水運河道路の開設等、漸次其工を竣へ、加ふるに北海道の鐵道会社は汽車賃を無償とし、其他府県の鐵道会社汽船会社も亦概ね普通運賃の半額を以て、移住者の渡航に便しつあり。其近年移住者の増加を見るに、至りたる故なきに非ずと謂ふべし。斯の如く北海道は天然の富庫にして、又本邦中最も多く未開の域を存し、朝野の設備又漸く移住に便なるものあり。故に苟くも勤勉と忍耐とを以てすれば、開拓の成功は期して待つべく、殊に団結一致相扶け相慰め共同事に従ふものに在りては、其成績特に良好なるや又必然の数のみ。其実例は幾多既往の移住者に就き、容易に之を証することを得べし。(以下略)

〔山梨日日新聞〕明治四十年九月二十八日付

北海移住候補地

水害善後策として北海道移住を計画するものの便宜を図らん爲め、知事の命を帯びて過般北海道庁と打合はせの上、移民候補地を視察する大脇本県試験場長が齎せる報告に依れば、頗る好望する候補地としては、第一北見国上渚滑原野あり。同地面積は五百廿九万坪は面積に亘り道の西北に位し、氣候は宗谷海峡より来る暖潮海岸を洗て気温比較的に高く、且つ同道の名物たる濃霧は中央山脈の爲めに支へられて、空氣は常に乾燥、水稻は勿論リンゴ、水瓜等の成熟に適し、養蚕は最も好望なりと云ふ。第二は天塩国風連別原野及下多寄原野にして、面積百八十万坪、停車場を去る里許の地にあり。氣候前者に比し寒冷なるも、麦作玉蜀黍等の耕作に適せり。第三は胆振国ヌクキベツ、チャラセナイ、ルベシヘツ三原野にして、其面積三百七十万坪に達し、箱館附近なるを以て気温内地と異らず、地味豊沃にして、稻、麦其他の農作物に適せざるはなしと云ふ。尚ほ大脇氏の調査は移民六百戸の予定にて、同道庁に交渉の上、最も有望なる土地を撰択したるものなるが、実地調査の結果愈々其好望なるを認め、北海道庁に於ても該候補地に対しては既に幾多の出願者あるを以て、成るべく急速決定を見んことを希望せられ居るを以て、帰庁以來専ら移民に関する材料蒐集中なりと云ふ。

〔山梨日日新聞〕明治四十年十一月二十六日付

水害善後に就て

過般の水害は山梨県に於て最も激甚。而して災禍は単に水害に基けるに止まらず、山崩れの災害にも依れるが如し。(中略)

それはそれとして、差当り災禍に泣ける二萬の細民を奈何す可き。吾人の見る所を以てすれば、彼等をして北海道に移住せしむるに若くはなからん。同県は耕地の面積に比して人口夥多に過ぐ。産業は随分盛んなれど、未だ善く之を養ふに足らず。就ては過剩の人民を他方に出すの外なかるべく、此度の如き災害に際し、差当り救助を兼ねて之を執行するは、或は一挙兩得の策なるべし。国家の上より見るも、亦人口分布の平衡を保たしむるの途なり。中央政府の当局者も茲に着眼するを要す。同県が此度失ひたる耕地は、其全体の約五分の一に近しと云へば、勢ひ益々労働の力に余裕を生ずべき筈。移住は何処迄も必要なり。(中略)

韓国移住の如きは、其天然の状態より見て、直に之を被害民の上に施すべきに非ず。矢張り北海道に移すに若かざるべし。廿年前、大和十津川に於けりし出水及び山崩れの被害民を北海道に移したる結果、既に第二の十津川を創造して健全なる発達を遂げたり。山梨県の被害民をして、彼に倣はしむるは最も時宜に協はずや。

〔山梨日日新聞〕明治四十年十一月二十八日付

移民実行の手段

水害善後策の一として吾人の首唱したる罹災民の北海道移住は、今や世論の是認する所となれるのみならず、現に移住を企てたる者すらあり。然れども罹災民の移住は団体の移住を實行するにあらざれば、決して大なる効果を挙ぐるに能はず。団体の移住は土地を占領するに便宜なり。事業を經營するに容易なり。移住者の望郷心を防遏するに有効なり。団体の移住に次で罹災民の移住に便宜なるは、既設の農場に於て労働するにあるべしと雖も、此種の移住者は往々出稼に了るべきが故、之を水害善後策の上より観るも、之を人口排泄の点より観るも、固より下策たるを免かれず。唯だ団体移住たると個人的移住たるとを問はず、彼等をして移住せしめんとせば、之を移住せしむるの機關を設置せざるべからず。換言すれば、彼等を移住せしむる實際の手段なかるべからず。吾人の北海道移住を唱道したるより、県農会も水害の善後策として、北海道移住を其一に数へたり。県庁も亦技師を北海道に出張せしめて調査せしむる所あり。然れども、県農会は今や水害善後策の一として耕地整理に忙殺せられ居れりと伝へ、罹災民を韓国に移住せしめんが為め、進んで韓国に於ける農業状態を調査せんとまで意気込めるに拘はらず、今や移住問題は一切忘却したるの観なき能はず。県庁に於ては技師調査の結果として各郡長に移住を奨励せしめ、且つ北海道移住案内書を出版して、之を希望者に頒つべしと言へば、県庁に於ては移住の急務なるを認むると共に、更に之を奨励せんとするもの如し。蓋し罹災民の多数は、好んで移住を企つるものにあらざるべし。殊に水害の當時に在りては、将来の生活に就き殆ど正当の判

断を喪失せるが故、偶ま移住の利益を奨励するものありと雖も、茫乎として其の利害を弁識する能はざりしや論なしと雖も、今や其の顛倒せる考へも稍や平静に復して、前途の利害を弁識するを得るに至りたるべければ、此際一層移住を奨励するは必要なるべしと雖も、罹災民に取りて一身の大事たる移住を断行せしめんとせば、移住の利益なるを説明して之を奨励したるのみにては、決して満足なる結果を収むべからず。吾人は之を奨励すると共に、県庁なり郡役所なり自ら手を下して、彼等の移住を實際に手引せんことを希望せざるを得ず。唯だ移住者の出願を待つて、之に杓子定木の許可を与ふるが如きは平時に於て不可なしと雖も、水害の善後策として大に移住を奨励せんとせば、親しく彼等の手を執りて、之を北海道に導くの用意なかるべからず。即ち県庁なり郡役所なり其の規模の大小名義の如何を問はず、移住を實行せしむるの機關を庁内に設置し、移住希望者をして容易に移住するを得ざしむるの方法を講ずること、今日の急務なるべし。

〔山梨日日新聞〕明治四十年十二月二十日付

北海道移住奨励談(一) 大脇技師所談

何ゆえに移住を勧むるか。罹災者が其の失ひたる土地と富とを最も速に恢復するに最もよき方法は移住である。人情固とより悲みなくして、其の墳墓の地を去り得るものでない。然し耕地の割合に人口夥多なる我山梨県の県民は、遠からぬ将来に於て県外に發展せねばならぬ。故に罹災者が此際奮然立つて、別天地に己れの運命を開拓し、子孫をして永く其の余沢に浴せしむる事は、極めて時宜に適した処置で、且つ其の家に尽す道である。人或は墳墓の地を棄つるは、祖先に対して忍びざるところなりと云ふも、其の家系を大に發展向上せしむるが為めに之を忍ぶは、寧ろ其の祖先の喜ぶ所ではあるまいか。況んや、移住の上開墾に従事すれば、数年ならずして良田沃圃数町歩の地主となり、大に家運を振興し得るの理明かである以上は、一身の利益の上から見ても望ましい事ではあるまいか。移住は県の生産力を減ずと云ふ者ありと聞けど、斯の如きは耕すべき土地、与ふべき事業豊かなる所に於てのみ唱ふべきか。よし仮りに土地及び事業に乏しからぬとするも、出来得るだけ少数の人にて之を耕作し、若しくは之を經營すべきに、本県に於ては恰も之れと正反對の状況である事は、戦時数多の壮丁の招集せられたるに拘はらず、生産には何等の影響を受けざりしによるも、又た一町歩以上の田畑を耕作する農家が、本県に於ては実に寥々たるによるも、疑ふべき余地はないのである。故に移住は己人の為めから見ても、県の為めから見ても、共に良好な結果を生ずるのである。されば志あるものはドシドシ移住するがよい。而して、何故に移住地を北海道に撰べるかに就いて述べよう。ならば、近頃韓国移住の有利なるを説くものあれば、耕地買入の資金を有せざる者には、韓国移住は決して有望とは云へない。聞くところによれば、交通の便を有する韓国所謂未開地なるものは寧ろ荒蕪地であつて、地味は概して瘠せて居て、灌溉は不便で、然かも少しの降

雨に際しても、水は忽ち遠慮会釈もなく氾濫すると云ふ、極めて厄介の土地が其の大部分を占めて居るのみならず、到る所兀山又は荒野で、薪炭を得るも困難であるとの事である。(未完)

〔山梨日日新聞〕明治四十年十二月二十五日付

水害善後策に就て(武田知事の談)(抄)

今日猶ほ封建当時の夢を見て、補助を国庫に仰いだり、県費で復旧工事を怠りたりする事が、罹災民の権利であるかの如く思惟するのは、誠に誤れるの甚しきものといはねばならぬ。且、彼等の志願通り事が運んで、復旧工事が完成したとしても、天災に時なし。何時去年以上の大水害があるかも知れぬ。その時には如何するか。又国庫の補助を仰ぎ、県債を募り得て、之れが復旧をなすべきであろうか。否、なし得らるるであろうか。不可能を断言せざるを得ぬ。是迄度々の水害に為さ(れた)、改修復旧が、此度の大水害に、何等の効果なく、徒らに県債の増加を残した事は、此度莫大の資を投じて、同轍の改修復旧をなすことの無益を説明して居るではないか。然らば善後策は如何するか。北海道移住か。それもよからう。が、それは最後の手段である。他に手段方策のある以上、俄かに最後の手段を採用する事の早計なるは言を俟たぬ。如何なる手段を尽しても、到底水害の危難を免れぬ地域の住民は、よろしく移住を断行すべく、然らざれば鋤鋤を抛つがよろしい。之に反して何等かの手段と方法によりて、充分改修防禦の見込ある地域は、全力を尽して、之れが完成に勉めねばならぬ。然らば、之れが改修方法は如何。

〔山梨日日新聞〕明治四十一年一月一日付

北海移民の成行

県下水害罹災民の北海道移住を願したるもの七百余戸の多きに達したるより、既報の如く本県知事は政府に向つて移住補助費金十五万円、即ち一戸平均約二百円の請求を為したるが、大蔵省は之を八万円に減額して議案したるに、別項東京電話にも見ゆるが如く、昨日の衆議院委員会を通過したれば、其の本議を通過するは明らかなるも、八万円にては約四百戸を移住せしむるに過ぎず、三百余戸は到底移住せしむる見込みなり。左り此此に放任するは、罹災民の根本的救済上決して忍ぶ能はざる所なれば、県当局者は此際県下有志の義心に訴へ、不足の分を募集することに決し、各郡長にも夫々内達する所ありたる由。又本県移住民の移住地は、最初北見国と予定したるも、先頃大脇技師出張再調査を為したるに、約二百戸を移し得べき外、他は他府県の居住民に占領せられたれば、北見にのみ六七百戸の山梨村を造る能はざるが故、二百戸位宛各地に分住せしむる方針なりと云ふ。(稿了後補助費本日通過の報あり)

〔山梨日日新聞〕明治四十一年三月二十五日付

移住民を送る

昨年水害の当時、吾人が県論を喚起したる罹災民の北海道移住は、県当局者の格段なる尽力に依りて、愈よ其の實行を見るに至れり。吾人は当局者の労を謝すると共に、移住民の行を壯とせざる能はず。移住民の総数を聞くに約千六百名、之れを三回に分割して出發せしむる予定なりと云ふ。而して、其の先鋒隊は將さに明日を以て祖先墳墓の地を辞せんとす。之れを郡別にすれば、西八代郡百四十三人、北巨摩郡十九人、東八代郡二百十九人、中巨摩郡百五十人、総計五百三十余名、乃ち先鋒隊のみにても堂々たる移民団体なりと謂ふべし。吾人は是等の移住民が、祖先墳墓の地を去らざるべからざるに至れるを憐むと同時に、其の奮然として有望の新天地を開拓せんとする勇氣を称せざる能はず。加之、是等の移住民は自費を抛つて移住するものにあらず。国庫の補助に依りて移住する者なるを思へば、彼等は洵とに幸福なる移住民なりと言はざるべからず。若し国庫の補助なからんか、彼等は依然として絶望の地に止まらざるべからず。有望の新天地を開拓せんとするも、到底不可能に了らざるべからず。換言すれば、彼等は絶望の淵より救ひ揚げられたるもの、非常の忍耐と努力とを以て、国家の恩恵に報ゆるの義務あるを牢記するなるべし。初め県当局者の予定は、之れを北海道の極北なる北見に移住せしむるにありたるも、北見に於ける適當の移住地は他の移住民に占領せられたるが故、之れを胆振のペーペナイに移住せしむるに決したるなり。今胆振と北見との面積人口及現在耕地等を比較するに、胆振の面積は四百三十八法里余、現在人口九万一千六百五十三人、現在耕地四万六千六百六十六町歩余、北見は面積九百三十五法里余、人口六万三千五百余、耕地一万三千五百四十九町歩余なるが故、北見は胆振に比して面積の大なるに反し、其の人口も稀少に、開墾地も亦た僅少なれば、移住民発展の余地、胆振より北見に多きは勿論なりと雖も、総計千六百名に過ぎざる本県の移住民は、北見に往くも胆振に往くも、固より大なる相違あるべからず。彼等が他日成功して内地に來往するに至らば、北端の北見より南端の胆振を寧ろ便なりとせん。吾人は今や移住民の先鋒隊を送るに當りて、何等其の首途に饒すべきものあるなしと雖も、止むなくんば忍耐と努力の四字を以て饒に代へんとす。若し移住民にして忍耐に欠くる所あり、努力に乏しき所あらんか、其の結果知るべきのみ。而も自費を投じて移住する者は、旅費は勿論小屋掛料農具種子其他一切を自弁せざるべからざるが故、中途に挫敗する者少なからずと雖も、本県今回の移住者は、総て国庫の補助に依つて是等一切の物を弁じ、且つ秋取迄の食料をも給せらるるを以て、其苦辛の程度之を自費移住者に比すれば、日を同ふして語るべからざるものあり。既に此の巨多の便宜あり。猶且つ成功せずんば彼等は何れの天地に往くも、殆んど成功の望みなかるべし。往け白雪の皚々たる所、朔風の凜冽たる所、甲州男兒が其の鉄の如き筋骨を鍛錬し、其の負けず嫌ひの氣象を發揮するに最も適當なり。第二の小甲州を蝦夷の地に打たてて、永く北門の鎖鑰に一重鎮を加ふるは、我移民の大なる名譽にあらずや。

〔山梨日日新聞〕明治四十一年四月十二日付

(五) 山梨県団体移住者関係石造物

翻刻：海老沼真治

皇恩記念碑 (豊浦町山梨地区)



(表) 記念碑

(裏)
 明治四十一年七月
 明治天皇御使侍從職子爵北條
 氏恭卿山梨県団体移住者慰
 問之為御来村御駐憩之地跡矣
 昭和三年五月建之
 弁辺村長勲七等北條瀧三郎謹書
 石工 外川熊太郎

開拓五十年記念碑 (豊浦町旧山梨小学校内)



(表) 開拓五十年記念碑

(裏)
 昭和三十三年十一月十日
 山梨部落
 山梨小中学校長井上季男謹書
 石工 柴口宗次

開拓二十年記念碑 (豊浦町山梨神社内)



(表)

◇開拓二十年記念碑
 ※「◇」は武田菱。
 (裏)
 昭和二年九月二十日
 正六位甲斐莊正顕書
 外川熊太郎刻之

正源次作氏顕彰碑 (豊浦町山梨神社内)



(表)

山梨部落開発進展ニ尽力セル
 顕 氏ノ偉績ヲ敬慕シ永ク後世ニ
 彰 正源次作氏
 碑 伝エシガ為コノ碑ヲ建ツ
 昭和二十四年九月八日
 部落一同
 山梨小学校長 佐々木久司書
 (裏 九七名略)
 (右側面 建設委員長・設計者・
 石工ら二〇名略)

■新山梨開拓碑（豊浦町新山梨地区）



（表）新山梨開拓碑
（台座盤銘）
略 歴

明治四十二年三月六日山梨
県ヨリ事務官本間則忠氏ニ引率
サレ百六戸移住数多ノ艱難ト闘
イ叢林荆棘ニ挑ミ新山梨ヲ開拓
爾来各県ヨリ転入者アリ百八十
余戸ヲ算セシモ欧洲戦乱ヲ期ニ
衰頽シ
其後昭和三十年当局ノ入植計画
ニヨリ増戸ヲ見更ニ道路ノ大改
良モ実現シタリ
部落一同先達ノ功ヲ讃シ茲ニ開
拓五十週年ニ当リ記念碑ヲ建立

（裏）移し植えし元は

富士ヶ嶺甲斐の花

新に拓く山梨乃里

事務官本間則忠作

為五十週年記念

昭和三十四年九月五日部落一同建之

■開拓十周年碑（豊浦町旧新山梨小学校内）



（表）新山梨
開拓十週年記念碑

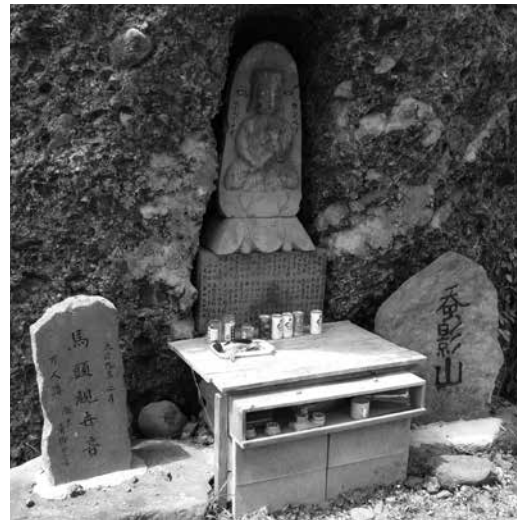
（裏）

部落中

大正七年三月建之

※台座下段に文字を刻むが判読で
きず。

■蚕影山・馬頭観音（俱知安町寒別地区附近）



（蚕影山石佛）
蚕影山

（馬頭観音石仏）

マカンベツ

（馬頭観音）

マペーペーナイ

（同台座）

カンベツ之部 世話人・寄附者

（二七名略）外二十六名

ペーペーナイ部 世話人・寄附者

（四四名略）外十一人

大正六年四月十八日

（馬頭観音石碑）

大正九年二月

馬頭観世音

万人講 願主 青柳〇〇

■山梨開拓者慰霊碑（俱知安町山梨地区）



（表）山梨開拓者慰霊碑

（裏）

平成三年七月建立

※これらのほか、個人の敷地内にあるものは割愛した。

(六) 北海道大学附属図書館所蔵写真



① 山梨県罹災民団体移住

- ・年代 明治四十二年(一九〇九)
- ・内容 真狩、俱知安へ入植。



② 山梨県移民ノ移住地到着(虻田郡真狩村ソーケシオマベツ原野)

- ・年代 明治四十二年(一九〇九)
- ・内容 明治41年の山梨水害被災者660戸の北海道移住。



③ 山梨県罹災民移住地

- ・年代 明治四十二年(一九〇九)
- ・内容 記載なし

※いずれも北海道大学附属図書館北方資料室蔵
資料名・年代・内容とも、北方資料データベースによる。



④ 山梨県罹災移民入植記念撮影
・年代 明治四十二年（一九〇九）
・内容 記載なし

北海道大学附属図書館所蔵写真について

①については、被写体右下に「山梨県罹災民北海道移住団体」の立て看板があり、左の施設には、円形のサインに「移住民取扱事務所★北海道庁」、門標二点に「青森北海道庁移住民取扱事務所」、「北海道移住民休憩所」と表示されており、青森駅で汽車を降り、青森港から連絡船に乗船する間のひとコマであることがわかる。着の身着のまま、子連れ行李を担ぎ、車中で二泊を経過した彼らの顔の疲労の色も濃い。撮影時期が目録情報通りだとすれば、明治四十二年の第二陣は三月二日から六日の一回の輸送で完結しており、青森に滞在したのは三月四日のこととなる。

②および③については、具体的な日時や場所は不明。現場にはかなりの雪が見え、三月初旬移住だった明治四十二年の第二陣ではなく、四月中旬移住の第一・第三陣だったとすると、相当の積雪地帯であろうことが感じられる。③の画面左端には「山梨県移住民開墾地入口」の標柱が立っており、奥の丘陵地帯が移住地であることを示している。

④については、論考「北海道への団体移住」の第三章（七頁）にも記しているように、側面に記されている銘の熊谷喜一郎知事の位階から、明治四十四年の第三次移住の際のものと考えられる。だとすると、資料編収録の「北海道移住民資料」（若尾資料）には、「五月七日移住地と号密集宅地附近公共用地ニ記念標建設セシメ」（二六頁）とあり（と号密集宅地については二二および二三頁の図を参照）、撮影時期と場所も特定できる。この際の移住者は四月中旬に到着しており、現地での生活も二週間以上を経過している時点となる。手前にはまだ雪が残り、苦しい開墾生活の始まりや、翌々日には山梨県の官吏も引き揚げるといふ状況もあつてか、被写体となっている人々の表情に明るさは感じられない。

(七) 『山梨県水害史』

第拾三節 北海道移住

洪水後の復旧を図るに最も必要なるものは、財力其一に居るは説を待たずと雖も、人力の豊富なるも亦其一に居る。我県に於て災後良民を他に移住せしむるの可否に就ては、種々なる説を聞く処ありしも、住むに家なく、耕やすに田畝なき者をして、堵に安んぜしむるには移住を断行するの外なし。茲に於て県は其移住者に相当の補助を与へ、北海道亦厚き便宜を与ふることとなりて、有志団体の大移住行はれ、翌四十一年四月北海道に着す。

此年団体移住を為したるもの三、一は中巨摩郡の団体にしてワツカタサツプを根拠とし、二は東八代郡の団体にしてペーペナイに村を樹て、三は東山梨郡の団体にしてプリカンベツに部落す。蓋し是等の土地は何れも俱知安市街を距ること二三里の処にして、現今甚だ利便なりとは言ふ能はざるも、最も有望の地たるを失はず。而して以上の三団体は各幾何の戸口と土地とを有するやと言ふに、最近の調査に依れば、左の如きものあり。

一 ワツカタサツプの状況(田中喜一外五十二戸)

貸附反別 開懇反別 作付反別

二六一丁〇六一八 二五二丁二〇〇〇 二〇八丁二二〇〇

家族数 労働数

男一九女一三〇 男六六女五九

二 ペーペナイの状況(保科勇太郎外百拾五戸)

貸附反別 開懇反別 作付反別

五八一丁一七二五 四六九丁七三〇〇 四三二丁八七〇〇

家族数 労働数

男三三〇女二九四 男一八八女一六四

三 プリカンベツの状況(志村治郎外三十七戸)

貸附反別 開懇反別 作付反別

二四六丁三四二五 一五七丁〇〇〇〇 一五二丁八九〇〇

家族数 労働数

男七〇六女九一 男五四女四〇

之によりて見る時は、一戸平均約六丁歩の土地を有し、移住以来僅々三年にして既に殆んど全部を成懇地と為したり。作物は馬鈴薯、玉蜀黍、蕎麥、小麦、大麦、燕麥、裸麥、大豆、小豆、蕁苔、牧草等可ならざるはなく、養蚕、牧畜、養鶏の業亦大に適す。然れば即ち是等移住は、安んじて其業を樂しみつゝあり。勿論移住の當時にありては、一面の草叢なりしを以て二三の人自失したりと雖も、今や却て移住の天地の安樂なるを喜べり。四十一年又郡内地方より団体移住ありしが、是等も遠からず好成績を挙げて、到る処に殷富なる甲州村を樹立するならん。

四十年度の洪水実記は之を以て終結と為す。

別表1 字上山梨（ヌプリカンベツ・ペーペナイ）・中山梨（ワツカタサツプ）・下山梨（ソータクネベツ）区画地配当並二組長人名

関連図表（北海道移住者名簿）

※姓のみ記載

86	手塚〇〇	東八代郡	日影村	甲州市	8線29	
87	渡邊〇〇	東八代郡	石慶村	笛吹市	8線30	
88	風間〇〇	東八代郡	日影村	甲州市	8線31	
89	清水〇〇〇	東八代郡	日影村	甲州市	8線32	
90	水上〇〇〇	東八代郡	御代咲村	笛吹市	9線22	
91	須田〇〇	東八代郡	御代咲村	笛吹市	9線24	
92	古屋〇〇〇	東八代郡	御代咲村	笛吹市	9線26	
93	小林〇〇	東八代郡	黒駒村	笛吹市	9線28	
94	磯田〇〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	9線29	
95	梶原〇〇	東八代郡	黒駒村	笛吹市	9線30	
96	磯田〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	9線31	
97	田邊〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	9線32	
98	古屋〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	9線27	
99	遠藤〇〇	西八代郡	市川大門町	市川三郷町	4線1	
100	高尾〇〇	西八代郡	市川大門町	市川三郷町	4線3	
101	深澤〇〇	南巨摩郡	伊沼村	身延町	4線5	
102	佐野〇〇	南巨摩郡	伊沼村	身延町	4線7	
103	熊王〇〇〇	南巨摩郡	増穂村	富士川町	4線9	
104	深澤〇〇〇	南巨摩郡	増穂村	富士川町	4線11	
105	古屋〇〇〇	東八代郡	初鹿野村	甲州市	4線13	
106	渡邊〇〇	南巨摩郡	鯉沢町	富士川町	5線1	
107	遠藤〇〇〇	南巨摩郡	鯉沢町	富士川町	5線2	
108	依田〇〇	西八代郡	市川大門町	市川三郷町	5線3	
109	伊藤〇〇	西八代郡	市川大門町	市川三郷町	5線4	
110	青柳〇〇	西八代郡	市川大門町	市川三郷町	5線5	
111	深澤〇〇	南巨摩郡	伊沼村	身延町	5線6	
112	深澤〇〇〇	南巨摩郡	伊沼村	身延町	5線7	
113	望月〇〇	南巨摩郡	伊沼村	身延町	5線8	99～120組長
114	望月〇〇〇	南巨摩郡	伊沼村	身延町	5線9	
115	野島〇〇	南巨摩郡	下山村	身延町	5線10	
116	飯田〇〇	中巨摩郡	大鎌田村	甲州市	5線11	
117	米長〇〇	南巨摩郡	増穂村	富士川町	5線12	
118	内藤〇〇	南巨摩郡	飯富村	身延町	5線13	
119	原藤〇〇	東八代郡	中牧村	山梨市	5線14	
120	宮川〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	6線14	
121	大川〇〇〇	東八代郡	日川村	山梨市	6線16	
122	坂本〇〇	東八代郡	山村	甲州市	6線18	
123	高野〇〇〇	東八代郡	三富村	山梨市	6線20	
124	柏木〇〇	北巨摩郡	新富村	北杜市	6線24	
125	鈴木〇〇〇	北巨摩郡	新富村	北杜市	6線26	
126	齊藤〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	6線28	
127	小田切〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	6線30	
128	齊藤〇〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	6線32	
129	南宮〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	6線34	
130	塩野〇〇〇	東八代郡	初鹿野村	甲州市	5線16	
131	古屋〇〇〇	東八代郡	初鹿野村	甲州市	5線17	
132	小池〇〇	東八代郡	初鹿野村	甲州市	5線18	
133	村田〇〇	東八代郡	大藤村	甲州市	5線19	
134	和田〇〇	東八代郡	大藤村	甲州市	5線20	
135	樋口〇〇〇〇	東八代郡	大藤村	甲州市	5線21	
136	保科〇〇〇	東八代郡	大藤村	甲州市	5線22	121～155組長
137	佐藤〇〇	東八代郡	鶴瀬村	甲州市	5線23	
138	村田〇〇〇	東八代郡	大藤村	甲州市	5線24	
139	長田〇〇	東八代郡	初鹿野村	甲州市	5線15	
140	佐藤〇〇	東八代郡	鶴瀬村	甲州市	5線25	
141	鶴田〇〇〇	東八代郡	大藤村	甲州市	5線26	
142	渡邊〇〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	5線27	
143	齊藤〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	5線28	
144	相澤〇〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	5線29	
145	石川〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	5線30	
146	高野〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	5線31	
147	小松〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	5線32	
148	塩野〇〇〇	東八代郡	初鹿野村	甲州市	4線15	
149	佐藤〇〇〇	東八代郡	初鹿野村	甲州市	4線17	
150	萩原〇〇	東八代郡	平等村	山梨市	4線19	
151	小澤〇〇	東八代郡	綿塚村	甲州市	4線23	
152	和田〇〇〇	東八代郡	大藤村	甲州市	4線25	
153	森〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	4線27	
154	丸山〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	4線29	
155	荻野〇〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	4線31	

■中山梨（ワツカタサツプ）

戸主名	旧居住郡	町村	現市町村	入居地	備考
156	中澤〇〇〇	中巨摩郡	西条村	昭和町	北3線39
157	伊藤〇〇〇	中巨摩郡	西条村	昭和町	北3線40
158	松田〇〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北3線41
159	小林〇〇	中巨摩郡	小井川村	中央市	北3線42
160	飯塚〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北3線43
161	松田〇〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北3線44
162	田中〇〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北3線45
163	保坂〇〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北4線39
164	武井〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北4線40
165	小田切〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北4線41
166	田中〇〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北4線42
167	武井〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北4線43
168	大木〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北4線44
169	中込〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北4線45
170	安藤〇〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北4線46

■上山梨（ヌプリカンベツ）

戸主名	旧居住郡	町村	現市町村	入居地	備考
1	神田〇〇〇	南巨摩郡	増穂村	富士川町	北5線25
2	齊藤〇〇〇	東八代郡	白井河原村	甲州市	北5線26
3	落合〇〇	西山梨郡	国里村	甲州市	北5線27
4	西川〇〇	東八代郡	松里村	甲州市	北5線28
5	樋口〇〇〇	東八代郡	七里村	甲州市	北5線29
6	小管〇〇	西山梨郡	住吉村	甲州市	北5線30
7	反田〇〇	東八代郡	七里村	甲州市	北5線31
8	南宮〇〇〇	東八代郡	七里村	甲州市	北5線32
9	神原〇〇	東八代郡	白井河原村	甲州市	北4線25
10	萩原〇〇	西山梨郡	清田村	甲州市	北4線26
11	武井〇〇	西山梨郡	国里村	甲州市	北4線27
12	山口〇〇〇	西山梨郡	国里村	甲州市	北4線28
13	津島〇〇	東八代郡	日川村	山梨市	北4線29
14	荻野〇	西山梨郡	清田村	甲州市	北4線30
15	青柳〇〇	東八代郡	休息村	甲州市	北4線31
16	飯島〇〇	東八代郡	春日居村	笛吹市	北4線32
17	飯島〇〇〇	東八代郡	春日居村	笛吹市	北4線33
18	原田〇〇	東八代郡	春日居村	笛吹市	北4線34
19	山下〇〇〇	東八代郡	奥野田村	甲州市	北4線35
20	廣川〇〇	東八代郡	奥野田村	甲州市	北4線36
21	小澤〇〇	東八代郡	諏訪村	山梨市	北4線37
22	古屋〇〇〇	東八代郡	諏訪村	山梨市	北4線38
23	小澤〇〇〇	東八代郡	諏訪村	山梨市	北4線39
24	小野〇〇〇	東八代郡	小佐手村	甲州市	北4線40
25	原〇〇〇	東八代郡	小佐手村	甲州市	北4線41
26	岩澤〇〇	東八代郡	小佐手村	甲州市	北4線42
27	飯島〇〇〇	東八代郡	奥野田村	甲州市	北5線33
28	柏原〇〇	東八代郡	奥野田村	甲州市	北5線34
29	鈴木〇〇〇	東八代郡	奥野田村	甲州市	北5線36
30	古屋〇〇〇	東八代郡	諏訪村	山梨市	北5線36
31	小澤〇〇	東八代郡	諏訪村	山梨市	北5線39
32	上野〇〇〇	東八代郡	諏訪村	山梨市	北5線40
33	磯田〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	北5線41
34	保坂〇〇〇	北巨摩郡	大草村	斐崎町	北5線42
35	古屋〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	北5線43
36	楠〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	北5線44
37	金子〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	北5線45
38	志村〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	北5線47
39	古屋〇〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	北5線49

■上山梨（ペーペナイ）

戸主名	旧居住郡	町村	現市町村	入居地	備考
40	古屋〇〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	7線13
41	古屋〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	7線14
42	小野〇〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	7線15
43	磯田〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	7線16
44	八巻〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	7線17
45	田邊〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	7線18
46	磯田〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	7線19
47	南宮〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	7線20
48	村松〇〇	東八代郡	御代咲村	笛吹市	7線21
49	日向〇〇〇	北巨摩郡	大草村	斐崎町	7線22
50	永田〇〇〇	東八代郡	御代咲村	笛吹市	7線23
51	三井〇〇〇	北巨摩郡	江草村	北杜市	7線24
52	中田〇〇	北巨摩郡	江草村	北杜市	7線25
53	野田〇〇	北巨摩郡	下条村	斐崎町	7線26
54	有馬〇〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	7線30
55	小池〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	7線31
56	井上〇〇	東八代郡	相興村	笛吹市	7線32
57	廣瀬〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	7線33
58	坂本〇〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	7線34
59	末木〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	6線13
60	古屋〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	6線15
61	古屋〇〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	7線27
62	渡邊〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	7線28
63	若林〇〇	東八代郡	相興村	笛吹市	7線29
64	古屋〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	6線17
65	古屋〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	6線19
66	上野〇〇	北巨摩郡	上手村	北杜市	6線21
67	上野〇〇	北巨摩郡	上手村	北杜市	6線23
68	秋山〇〇	北巨摩郡	下條村	斐崎町	6線25
69	古屋〇〇〇	東八代郡	錦村	笛吹市	6線27
70	武井〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	6線29
71	竹内〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	6線31
72	飯島〇〇	東八代郡	英村	笛吹市	6線33
73	南宮〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	8線14
74	高野〇〇〇	西山梨郡	千塚村	甲州市	8線16
75	坂本〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	8線18
76	依田〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	8線19
77	志村〇〇〇	東八代郡	神金村	甲州市	8線20
78	里吉〇〇	東八代郡	御代咲村	笛吹市	8線21
79	古屋〇〇	東八代郡	御代咲村	笛吹市	8線22
80	前島〇〇	東八代郡	石慶村	笛吹市	8線23
81	鈴木〇〇	東八代郡	御代咲村	笛吹市	8線24
82	吉屋〇〇〇	東八代郡	石慶村	笛吹市	8線25
83	若原〇〇〇	東八代郡	御代咲村	笛吹市	8線26
84	梶原〇〇〇	東八代郡	黒駒村	笛吹市	8線27
85	玉置〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	8線28

関連図表（北海道移住者名簿）

261	平井〇〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	第12線23	
262	山中〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第12線24	
263	星野〇	北都留郡	広里村	大月市	第12線9	255～269組長
264	岡本〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第12線11	
265	中村〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第12線12	
266	細井〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第12線13	
267	和田〇〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第12線14	
268	井上〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第12線15	
269	井上〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第12線16	
270	鈴木〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第13線9	
271	中村〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第13線10	
272	岡本〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第13線11	
273	中村〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第13線12	
274	和田〇	北都留郡	広里村	大月市	第13線15	
275	平井〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第13線16	
276	鈴木〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第13線17	
277	稲見〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第13線18	270～283組長
278	安藤〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第13線19	
279	増倉〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第13線20	
280	天野〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第13線22	
281	天野〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第13線21	
282	阿墨〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第13線24	
283	関水〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第13線23	
284	安藤〇〇	北都留郡	富浜村	大月市	第14線7	
285	安藤〇〇	北都留郡	大原村	大月市	第14線8	
286	上条〇〇〇	北都留郡	梁川村	大月市	第14線9	
287	藤本〇〇	北都留郡	大原村	大月市	第14線10	
288	石井〇〇	北都留郡	富浜村	大月市	第14線11	
289	佐藤〇〇	北都留郡	大原村	大月市	第14線12	
290	高木〇〇	北都留郡	大原村	大月市	第14線13	
291	佐々井〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	第14線14	
292	和田〇〇	北都留郡	大原村	大月市	第14線15	
293	増倉〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第14線16	
294	小俣〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第14線17	
295	小林〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第14線18	
296	佐々木〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第14線19	
297	天野〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第14線20	
298	前田〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第14線21	
299	平出〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第14線22	
300	鈴木〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第14線23	
301	坂上〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	第14線24	284～301組長

171	深澤〇〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	北4線51	
172	石原〇〇〇	中巨摩郡	三川村	甲府市	北5線39	
173	志村〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北5線41	
174	名取〇〇〇	中巨摩郡	三川村	甲府市	北5線42	
175	田中〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北5線43	
176	田中〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北5線44	172～187組長
177	今澤〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北5線46	
178	今澤〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北5線49	
179	小林〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北6線40	
180	田中〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北6線41	
181	田中〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北6線42	
182	伊藤〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北6線43	
183	田中〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北6線44	
184	葉袋〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北6線45	
185	田中〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北6線46	
186	廣瀬〇〇〇	中巨摩郡	花輪村	中央市	北6線47	
187	田中〇〇〇〇	中巨摩郡	三町村	中央市	北5線50	
188	今村〇〇〇	西八代郡	高田村	市川三郷町	北5線33	
189	土橋〇〇〇	西八代郡	大塚村	市川三郷町	北5線34	
190	大木〇〇〇	西八代郡	豊和村	市川三郷町	北5線35	
191	松本〇〇〇	西八代郡	豊和村	市川三郷町	北5線36	
192	中村〇〇〇	西八代郡	豊和村	市川三郷町	北5線37	
193	渡邊〇〇〇	西八代郡	豊和村	市川三郷町	北5線38	
194	畑川〇〇〇	西八代郡	上野村	市川三郷町	北6線30	
195	葉袋〇〇〇	西八代郡	大塚村	市川三郷町	北4線31	188～208組長
196	窪田〇〇〇	西八代郡	大塚村	市川三郷町	北4線32	
197	有泉〇〇〇	西八代郡	大塚村	市川三郷町	北4線33	
198	渡邊〇〇〇	西八代郡	大塚村	市川三郷町	北4線34	
199	野澤〇〇〇	西八代郡	大塚村	市川三郷町	北4線35	
200	石川〇〇〇	西八代郡	大塚村	市川三郷町	北4線36	
201	土屋〇〇〇	西八代郡	大塚村	市川三郷町	北4線37	
202	内藤〇〇〇	西八代郡	大塚村	市川三郷町	北4線38	
203	青木〇〇〇	西八代郡	上野村	市川三郷町	北3線31	
204	南宮〇〇〇	西八代郡	上野村	市川三郷町	北3線33	
205	大竹〇〇〇	西八代郡	上野村	市川三郷町	北3線35	
206	南宮〇〇〇	西八代郡	上野村	市川三郷町	北3線36	
207	富士池〇〇〇	西八代郡	上野村	市川三郷町	北3線37	
208	青木〇〇〇	西八代郡	上野村	市川三郷町	北3線38	

別表2 山梨県移住者人名簿（弁辺原野）

■新山梨（弁辺原野）

戸主名	旧居住地	町村	現市町村	入居地	備考
1	奥村〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	基線南6 男3女5
2	増田〇〇〇	北都留郡	七保村	大月市	基線南8、10 男3女2
3	白川〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	基線6 男5女2
4	佐藤〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	基線8 男1女4
5	須藤〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	基線10 男3女2
6	須藤〇〇	北都留郡	大原村	大月市	基線12 男4女3
7	芥田〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	基線14 男4女2
8	長幡〇〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	基線16 男4女3
9	藤田〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	基線18 男2女3
10	山田〇〇〇	北都留郡	富浜村	大月市	西1線南14 男3女1
11	坂本〇〇	北都留郡	富浜村	大月市	西1線南12 男2女4
12	小俣〇〇〇	北都留郡	巖村	上野原市	西3線南25 男3女2
13	石井〇〇〇	北都留郡	富浜村	大月市	西1線南10 男3女3
14	佐藤〇〇〇	北都留郡	巖村	上野原市	西1線南9 男2女4
15	石井〇〇	北都留郡	富浜村	大月市	西1線南8 男4女2
16	水野〇〇〇	北都留郡	巖村	上野原市	西1線南7 男1女3
17	小林〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西1線南6 男3女1
18	小林〇〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西1線南10 男3女1
19	平井〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西1線南4 男1女2
20	天野〇	北都留郡	広里村	大月市	西1線南3 男1女2
21	浅漬〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西1線南2 男3女4
22	中村〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西1線南1 男1女1
23	仲屋〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西1線2 男3女2
24	長田〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西1線4 男3女5
25	竹田〇〇	北都留郡	梁川村	大月市	西1線9 男2女1
26	堀内〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	西1線11 男4女2
27	奈良〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	西1線13 男2女4
28	藤本〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	西1線15 男3女5
29	杉本〇〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	西1線17 男2女1
30	奈良〇〇	北都留郡	富浜村	大月市	西2線南12 男4女3
31	山口〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	西2線南10 男2女2
32	天野〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西2線南8 男3女1
33	幡野〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西2線南6 男2女3
34	小澤〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西2線南1 男4女3
35	大久保〇〇〇	西八代郡	大河内村	身延町	西2線1 男1女1
36	望月〇〇	西八代郡	豊和村	市川三郷町	西2線2 男1女1
37	久保〇〇	西八代郡	大河内村	身延町	西2線3 男1女1
38	村松〇〇	西八代郡	市川大門町	市川三郷町	西2線4 男3女2
39	高部〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	西2線5 男4女3
40	三枝〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	西2線7 男3女2
41	岩村〇〇	南都留郡	宝村	都留市	西2線8 男2女3
42	平井〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	西2線11 男2女3
43	清水〇〇	南都留郡	盛里村	都留市	西2線13 男2女2
44	前田〇〇〇	南都留郡	西桂町	西2線15 男2女1	
45	亀田〇〇	南都留郡	三吉村	都留市	西2線16 男1女3

■下山梨（ソータキベツ）

戸主名	旧居住地	町村	現市町村	入居地	備考
209	天利〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第8線13
210	小林〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第8線14
211	高部〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第8線15
212	高部〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第8線16
213	渡邊〇〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第8線17
214	前田〇〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第8線18
215	酒井〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第8線19
216	堀内〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第8線20
217	杉本〇〇〇	南都留郡	盛里村	都留市	第8線21
218	佐藤〇〇〇	南都留郡	三吉村	都留市	第8線22
219	原田〇〇〇	南都留郡	盛里村	都留市	第8線23
220	三枝〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第9線13
221	岡田〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第9線14
222	前田〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第9線15
223	高山〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	第9線17
224	岩村〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	第9線18
225	古屋〇〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	第9線19
226	古屋〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	第9線20
227	外川〇〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	第9線21
228	中村〇〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	第9線22
229	外川〇〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	第9線23
230	中島〇〇〇	北都留郡	島田村	上野原市	第10線13
231	水越〇〇	北都留郡	巖村	上野原市	第10線14
232	志村〇〇〇	北都留郡	島田村	上野原市	第10線15
233	小俣〇〇〇	北都留郡	島田村	上野原市	第10線16
234	吉田〇〇〇	北都留郡	島田村	上野原市	第10線17
235	網野〇〇〇	北都留郡	島田村	上野原市	第10線18
236	長谷川〇〇	北都留郡	島田村	上野原市	第10線19
237	関戸〇〇〇	北都留郡	島田村	上野原市	第10線20
238	佐藤〇〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	第11線21
239	岡田〇〇〇	北都留郡	島田村	上野原市	第10線22
240	小林〇〇〇	北巨摩郡	丹野村	市川三郷町	第10線23
241	堀内〇〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	第10線24
242	尾形〇〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	第11線11
243	藤原〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	第11線12
244	鶴見〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	第11線13
245	小俣〇〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	第11線15
246	本田〇〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	第11線16
247	水越〇〇〇	北都留郡	桐原村	上野原市	第11線19
248	水越〇〇	北都留郡	桐原村	上野原市	第11線20
249	高橋〇〇〇	北都留郡	上野原村	上野原市	第11線21
250	尾形〇〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	第11線22
251	小林〇〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	第11線23
252	奥村〇〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	第11線24
253	網野〇〇〇	北都留郡	甲東村	上野原市	第11線27
254	白倉〇〇〇	北都留郡	甲東村	上野原市	第11線28
255	中村〇〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第12線17
256	遠藤〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第12線18
257	鈴木〇〇	北都留郡	広里村	大月市	第12線19
258	天野〇〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	第12線20
259	奥村〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	第12線21
260	天野〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	第12線22

関連図表（北海道移住者名簿）

21	岡〇〇〇	東八代郡	境川村	笛吹市	2線44	ろノ部
22	早川〇〇	東八代郡	境川村	笛吹市	2線35	ろノ部
23	古屋〇〇	東八代郡	境川村	笛吹市	2線42	ろノ部
24	小林〇〇〇	東八代郡	境川村	笛吹市	1線43	ろノ部
25	半田〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	2線28	ろノ部
26	荻野〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	3線35	ろノ部
27	荻野〇〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	3線40	ろノ部組長
28	佐藤〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	3線39	ろノ部
29	山下〇〇〇〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	2線40	ろノ部
30	内田〇〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	1線41	ろノ部
31	内田〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	1線39	ろノ部
32	山田〇〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	3線41	ろノ部
33	大村〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	2線33	ろノ部
34	相原〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	3線42	ろノ部
35	池野〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	3線38	ろノ部
36	片山〇〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	2線36	ろノ部
37	大森〇〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	3線36	ろノ部
38	南宮〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	3線34	ろノ部
39	斉藤〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	2線43	ろノ部
40	福田〇〇	東八代郡	富士見村	笛吹市	3線37	ろノ部
41	竹越〇〇	東八代郡	錦村	笛吹市	3線43	ろノ部
42	川井〇〇〇	東八代郡	錦村	笛吹市	2線39	ろノ部
43	石原〇〇	東八代郡	錦村	笛吹市	3線44	ろノ部
44	高野〇〇〇	東山梨郡	初鹿野村	甲州市	2線37	ろノ部
45	櫻〇〇	東山梨郡	岡部村	笛吹市	1線30	ほノ部
46	小林〇〇	東山梨郡	岡部村	笛吹市	西2線31	ほノ部
47	山内〇〇	東山梨郡	岡部村	笛吹市	1線37	ほノ部
48	早川〇〇〇	東山梨郡	小佐手村	甲州市	西3線33	ほノ部
49	武藤〇〇〇	東山梨郡	諏訪村	山梨市	西2線33	ほノ部
50	戸井田〇〇	東山梨郡	諏訪村	山梨市	西2線34	ほノ部
51	矢崎〇〇〇	東山梨郡	諏訪村	山梨市	西3線29	ほノ部
52	戸井田〇〇	東山梨郡	諏訪村	山梨市	西3線27	ほノ部
53	武井〇〇	東山梨郡	諏訪村	山梨市	西3線35	ほノ部
54	水上〇〇〇	東山梨郡	大藤村	甲州市	1線35	ほノ部
55	野沢〇〇〇〇	東山梨郡	大藤村	甲州市	1線36	ほノ部
56	水上〇〇〇	東山梨郡	大藤村	甲州市	西3線37	ほノ部
57	古屋〇〇〇	東山梨郡	大藤村	甲州市	西2線27	ほノ部
58	和田〇〇〇	東山梨郡	大藤村	甲州市	1線28	ほノ部副組長
59	長沢〇〇〇	東山梨郡	八幡村	山梨市	1線32	ほノ部
60	藤本〇〇	東山梨郡	七里村	甲州市	1線33	ほノ部
61	廣瀬〇〇	東山梨郡	七里村	甲州市	西2線28	ほノ部
62	堀内〇〇	東山梨郡	七里村	甲州市	西2線35	ほノ部組長
63	相沢〇〇	東山梨郡	奥野田村	甲州市	西3線31	ほノ部
64	奥山〇〇〇〇	東山梨郡	日下部村	山梨市	西2線36	ほノ部
65	渡邊〇〇〇	東山梨郡	日下部村	山梨市	1線34	ほノ部
66	南宮〇〇〇	東山梨郡	山村	甲州市	西2線32	ほノ部
67	三科〇〇	東山梨郡	山村	甲州市	西2線36	ほノ部

■真狩村ソーケシユオマベツ

戸主名	旧居住郡	町村	現市町村	入居地	備考	
68	長田〇〇	西山梨郡	朝井村	甲府市	3線10	にノ部
69	桑原〇〇〇	西山梨郡	朝井村	甲府市	4線12	にノ部
70	桑原〇〇〇	西山梨郡	朝井村	甲府市	2線9	にノ部
71	服部〇〇〇	西山梨郡	朝井村	甲府市	3線12	にノ部
72	窪田〇〇	西山梨郡	朝井村	甲府市	4線18	にノ部
73	片桐〇〇	西山梨郡	朝井村	甲府市	4線14	にノ部
74	安部〇〇〇	西山梨郡	朝井村	甲府市	2線12	にノ部
75	天野〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	2線10	にノ部
76	一之瀬〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	1線15	にノ部副組長
77	山宮〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	1線13	にノ部
78	鷹野〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	3線9	にノ部
79	戸井〇〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	1線9	にノ部
80	松本〇〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	1線11	にノ部
81	酒井〇〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	3線13	にノ部
82	山田〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	2線14	にノ部
83	今井〇〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	2線13	にノ部
84	下山〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	2線15	にノ部
85	下山〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	4線10	にノ部
86	小林〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	3線14	にノ部
87	内藤〇〇	西山梨郡	山城村	甲府市	4線9	にノ部組長
88	久保田〇〇	西山梨郡	甲運村	甲府市	3線11	にノ部
89	桑沢〇〇〇〇	西山梨郡	清田村	甲府市	4線16	にノ部
90	根津〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	7線22	ほノ部
91	原野〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	7線26	ほノ部
92	原野〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	5線17	ほノ部
93	吉村〇〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	7線28	ほノ部
94	古屋〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	7線14	ほノ部
95	大久保〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	6線29	ほノ部
96	河野〇〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	4線13	ほノ部副組長
97	田中〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	5線23	ほノ部
98	若杉〇〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	6線27	ほノ部
99	松村〇〇〇	東八代郡	石和町	笛吹市	5線15	ほノ部
100	土屋〇〇〇	東八代郡	白井河原村	甲府市	7線24	ほノ部
101	渡邊〇〇	東八代郡	永井村	笛吹市	5線18	ほノ部
102	田村〇〇	東八代郡	御代咲村	笛吹市	6線31	ほノ部
103	梶〇〇〇	西八代郡	高田村	市川三郷町	6線11	ほノ部
104	丹沢〇〇〇	西八代郡	高田村	市川三郷町	6線19	ほノ部
105	立川〇〇	西八代郡	高田村	市川三郷町	7線20	ほノ部
106	池田〇〇〇	西八代郡	高田村	市川三郷町	7線30	ほノ部
107	小林〇〇	西八代郡	高田村	市川三郷町	7線16	ほノ部
108	小沢〇〇	西八代郡	高田村	市川三郷町	4線17	ほノ部
109	佐野〇〇	西八代郡	栄村	南部町	6線10	ほノ部
110	滝井〇〇	西八代郡	栄村	南部町	5線9	ほノ部

46	新田〇〇	南都留郡	西桂村	西桂町	西2線18	男3女1
47	小山〇〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	西3線17	男5女5
48	佐藤〇〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	西3線16	男4女2
49	山崎〇〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	西3線15	男1女1
50	山崎〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	西3線14	男1女1
51	市川〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	西3線12	男3女1
52	黒部〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	西3線11	男2女2
53	富田〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	西3線10	男2女2
54	市川〇〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	西3線9	男4女6
55	平井〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西3線8	男1女2
56	小林〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西3線7	男3女1
57	矢光〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西3線6	男5女3
58	小林〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西3線5	男4女2
59	小俣〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西3線4	男5女2
60	松本〇〇〇	西八代郡	豊和村	市川三郷町	西3線1	男2女2
61	佐藤〇〇〇	南都留郡	道志村	道志村	西3線3	男3女1
62	佐野〇〇	南巨摩郡	伊沼村	身延町	西3線4	男2女2
63	竹田〇〇〇	南都留郡	禾生村	都留市	西3線5	男2女3
64	樋口〇〇〇	南巨摩郡	飯沢町	富士川町	西3線6	男4女3
65	岡田〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	西3線7	男3女1
66	村松〇〇	南巨摩郡	飯沢町	富士川町	西3線8	男2女1
67	馬場〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	西3線9	男1女2
68	三枝〇〇〇〇	東山梨郡	小佐手村	甲州市	西3線10	男5女3
69	駒井〇〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	西3線11	男2女1
70	三枝〇〇	東山梨郡	小佐手村	甲州市	西3線12	男2女0
71	小西〇〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	西3線13	男3女3
72	河山〇〇	中巨摩郡	花輪村	中央市	西2線20	男2女2
73	岩下〇〇〇	北巨摩郡	韭崎町	韭崎市	西2線18	男2女2
74	富田〇〇〇	北都留郡	甲東村	上野原市	西4線24	男4女2
75	山口〇〇〇	北都留郡	賑岡村	大月市	西4線23	男4女1
76	安藤〇〇〇	北都留郡	甲東村	上野原市	西4線22	男3女4
77	髙原〇〇〇	北都留郡	梁川村	大月市	西4線21	男2女0
78	田邊〇〇	北都留郡	丹波山村	丹波山村	西4線20	男2女2
79	矢羽根〇〇〇	北都留郡	梁川村	大月市	西4線17	男1女1
80	塚原〇〇〇〇	中巨摩郡	今諏訪村	南アルプス市	西4線16	男3女1
81	久鳥〇〇	北都留郡	蔵村	上野原市	西4線15	男2女4
82	大神田〇〇〇	北都留郡	大目村	上野原市	西4線14	男6女2
83	大谷〇〇〇	北都留郡	大目村	上野原市	西4線12	男4女4
84	相川〇〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	西4線11	男3女2
85	大谷〇〇〇	北都留郡	大目村	上野原市	西4線10	男1女2
86	市川〇〇〇〇	北都留郡	大鶴村	上野原市	西4線9	男3女5
87	井上〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西4線8	男3女0
88	佐藤〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西4線7	男2女1
89	矢光〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西4線6	男1女2
90	平井〇〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西4線5	男3女3
91	渡邊〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西4線4	男2女2
92	小俣〇〇	北都留郡	広里村	大月市	西4線3	男2女6
93	佐野〇〇〇	南巨摩郡	伊沼村	身延町	西4線3	男2女3
94	深澤〇〇	南巨摩郡	伊沼村	身延町	西2線6	男1女1
95	矢崎〇〇〇	南巨摩郡	飯沢町	富士川町	西4線5	男2女1
96	笠井〇〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	西4線6	男1女1
97	村松〇〇	南巨摩郡	飯沢町	富士川町	西4線7	男4女1
98	石川〇〇〇	南巨摩郡	飯富村	身延町	西4線8	男4女3
99	江上〇〇	東山梨郡	小佐手村	甲州市	西3線2	男5女2
100	曾根〇〇〇	東山梨郡	小佐手村	甲州市	西5線1	男2女3
101	阪本〇〇	東山梨郡	小佐手村	甲州市	西4線2	男5女3
102	志村〇〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	西4線4	男3女2
103	田中〇〇	中巨摩郡	花輪村	中央市	西4線2	男3女3
104	安部〇〇〇	西山梨郡	朝井村	甲府市	西4線1	男3女3
105	秋山〇〇〇	北巨摩郡	下条村	韭崎市	西2線2	男1女2
106	水上〇〇〇	北巨摩郡	清智村	韭崎市	西2線4	男2女1

別表3「明治四十四年移住民調」
(真狩村喜茂別・ソーケシユオマベツ)

■真狩村喜茂別

戸主名	旧居住郡	町村	現市町村	入居地	備考	
1	古屋〇〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	西2線48	いノ部
2	石原〇〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	西3線49	いノ部
3	田村〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	西2線50	いノ部
4	南宮〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	西2線58	いノ部
5	荒川〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	西3線55	いノ部
6	古屋〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	西2線60	いノ部副組長
7	米波〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	西2線56	いノ部
8	南宮〇〇	東八代郡	一宮村	笛吹市	1線52	いノ部
9	田中〇〇	東八代郡	白井河原村	甲府市	西2線51	いノ部
10	米山〇〇〇	東八代郡	白井河原村	甲府市	西2線62	いノ部
11	角田〇〇	東八代郡	白井河原村	甲府市	1線54	いノ部組長
12	伊藤〇〇〇	東八代郡	白井河原村	甲府市	西3線51	いノ部
13	米山〇〇	東八代郡	白井河原村	甲府市	西2線52	いノ部
14	米山〇〇	東八代郡	白井河原村	甲府市	西3線59	いノ部
15	中澤〇〇	東八代郡	白井河原村	甲府市	西3線57	いノ部
16	米山〇〇	東八代郡	白井河原村	甲府市	西2線53	いノ部
17	米山〇〇〇	東八代郡	白井河原村	甲府市	西3線47	いノ部
18	平山〇〇〇	東八代郡	田野村	甲州市	西3線45	いノ部
19	岡〇〇〇	東八代郡	境川村	笛吹市	2線34	ろノ部副組長
20	岡〇〇	東八代郡	境川村	笛吹市	3線33	ろノ部

関連図表（北海道移住者名簿）

201	大額〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	2線47	とノ部
202	古屋〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	3線47	とノ部
203	猪田〇〇〇	南都留郡	三吉村	都留市	4線39	とノ部
204	渡辺〇〇	南都留郡	三吉村	都留市	6線46	とノ部
205	原〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	5線41	とノ部
206	藤本〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	5線50	とノ部
207	小林〇〇	北都留郡	初狩村	大月市	3線52	とノ部
208	天野〇〇	北都留郡	広里村	大月市	4線33	とノ部
209	山口〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	3線56	とノ部
210	天野〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	5線58	とノ部
211	佐藤〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	5線39	とノ部
212	天野〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	5線47	とノ部
213	小林〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	4線41	とノ部
214	小林〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	4線44	とノ部
215	林〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	3線51	とノ部
216	今泉〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	3線45	とノ部組長
217	林〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	5線42	とノ部
218	天野〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	6線48	とノ部
219	西山〇〇〇	北都留郡	笹子村	大月市	4線36	とノ部
220	梅沢〇〇	北都留郡	大原村	大月市	4線35	とノ部
221	梅沢〇〇〇	北都留郡	大原村	大月市	4線38	とノ部
222	大野〇〇〇	北巨摩郡	龍岡村	韮崎市	7線50	ちノ部
223	堀川〇〇〇	北巨摩郡	龍岡村	韮崎市	7線37	ちノ部
224	橋本〇〇	北巨摩郡	龍岡村	韮崎市	6線44	ちノ部
225	横田〇〇	北巨摩郡	龍岡村	韮崎市	6線47	ちノ部
226	平賀〇〇	北巨摩郡	龍岡村	韮崎市	7線49	ちノ部
227	日向〇〇	北巨摩郡	新富村	北州市	7線44	ちノ部
228	香川〇〇〇	北巨摩郡	新富村	北州市	7線46	ちノ部
229	生山〇〇	北巨摩郡	穴山村	韮崎市	7線45	ちノ部
230	河西〇〇	北巨摩郡	穴山村	韮崎市	8線40	ちノ部
231	生山〇〇〇	北巨摩郡	穴山村	韮崎市	8線44	ちノ部
232	今福〇	北巨摩郡	下条村	韮崎市	7線43	ちノ部
233	志村〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	6線42	ちノ部
234	河井〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	7線47	ちノ部
235	中村〇〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	7線48	ちノ部組長
236	小野〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	7線41	ちノ部
237	廣瀬〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	6線36	ちノ部
238	河井〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	6線38	ちノ部
239	楠〇〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	6線33	ちノ部
240	杉本〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	6線49	ちノ部
241	武井〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	7線39	ちノ部
242	飯島〇〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	7線38	ちノ部
243	中村〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	8線42	ちノ部
244	梅日〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	7線36	ちノ部
245	矢崎〇〇〇	東山梨郡	神金村	甲州市	6線41	ちノ部
246	西川〇〇〇	東山梨郡	西保村	山梨市	7線42	ちノ部
247	小林〇〇〇	東山梨郡	西保村	山梨市	6線39	ちノ部
248	藤原〇〇〇〇	東山梨郡	西保村	山梨市	7線40	ちノ部
249	古屋〇〇	東山梨郡	三富村	山梨市	6線40	ちノ部
250	坂本〇〇	東山梨郡	三富村	山梨市	6線37	ちノ部
251	名取〇〇〇	東山梨郡	三富村	山梨市	7線34	ちノ部副組長
252	名取〇〇	東山梨郡	三富村	山梨市	6線35	ちノ部
253	名取〇〇〇	東山梨郡	三富村	山梨市	6線34	ちノ部

111	近藤〇〇〇	西八代郡	栄村	南部町	7線18	ほノ部
112	若林〇〇	西八代郡	栄村	南部町	5線12	ほノ部
113	四条〇〇〇	西八代郡	栄村	南部町	6線9	ほノ部組長
114	近藤〇〇〇	西八代郡	栄村	南部町	7線32	ほノ部
115	村野〇〇	西八代郡	栄村	南部町	6線15	ほノ部
116	久高〇〇	西八代郡	栄村	南部町	5線11	ほノ部
117	滝井〇〇	西八代郡	栄村	南部町	6線12	ほノ部
118	笠井〇〇〇	西八代郡	栄村	南部町	4線11	ほノ部
119	木内〇〇	西八代郡	栄村	南部町	4線15	ほノ部
120	佐野〇〇〇	西八代郡	栄村	南部町	6線17	ほノ部
121	佐野〇〇	西八代郡	栄村	南部町	5線16	ほノ部
122	村野〇〇〇	西八代郡	栄村	南部町	5線14	ほノ部
123	横森〇〇	北巨摩郡	徳坂村	身延町	5線10	ほノ部
124	若尾〇〇	南巨摩郡	飯富村	身延町	9線14	へノ部
125	小菅〇〇〇〇	南巨摩郡	飯富村	身延町	8線17	へノ部
126	望月〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	8線13	へノ部組長
127	笠井〇〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	9線21	へノ部
128	笠井〇〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	9線11	へノ部
129	笠井〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	7線9	へノ部
130	笠井〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	9線19	へノ部
131	笠井〇〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	7線3	へノ部
132	笠井〇〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	8線15	へノ部
133	笠井〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	9線15	へノ部
134	笠井〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	9線20	へノ部
135	望月〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	8線8	へノ部
136	佐野〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	7線17	へノ部
137	笠井〇〇〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	9線5	へノ部
138	内藤〇〇	南巨摩郡	西島村	身延町	7線23	へノ部
139	高野〇〇	南巨摩郡	下山村	身延町	7線11	へノ部
140	遠藤〇〇	南巨摩郡	下山村	身延町	7線5	へノ部
141	深沢〇〇	南巨摩郡	下山村	身延町	8線25	へノ部
142	佐野〇〇〇	南巨摩郡	下山村	身延町	9線22	へノ部
143	鷺見〇〇	南巨摩郡	下山村	身延町	8線18	へノ部
144	佐野〇〇	南巨摩郡	下山村	身延町	8線6	へノ部
145	河澄〇〇〇	中巨摩郡	忍村	中央市	7線13	へノ部
146	飯室〇〇	中巨摩郡	忍村	中央市	7線7	へノ部
147	石原〇〇	中巨摩郡	忍村	中央市	9線18	へノ部
148	岩出〇〇〇	中巨摩郡	忍村	中央市	9線10	へノ部副組長
149	徳島〇〇	中巨摩郡	忍村	中央市	8線19	へノ部
150	塩島〇〇〇	中巨摩郡	忍村	中央市	9線17	へノ部
151	服部〇〇〇〇	中巨摩郡	忍村	中央市	9線24	へノ部
152	松田〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	9線26	へノ部
153	河西〇〇〇	中巨摩郡	南湖村	南アルプス市	7線15	へノ部
154	長田〇〇	中巨摩郡	清川村	甲斐市	8線4	へノ部
155	齊藤〇〇〇	中巨摩郡	在家塚村	南アルプス市	8線20	へノ部
156	大久保〇〇	中巨摩郡	福岡村	甲斐市	9線16	へノ部
157	大野〇〇〇	中巨摩郡	三恵村	南アルプス市	7線10	へノ部
158	小沢〇〇	北巨摩郡	武里村	北州市	9線6	へノ部
159	中山〇〇〇	北巨摩郡	円野村	北州市	8線16	へノ部
160	内藤〇〇〇	北巨摩郡	円野村	北州市	8線10	へノ部
161	大石〇〇〇	北巨摩郡	菅原村	北州市	9線9	へノ部
162	大石〇〇	北巨摩郡	菅原村	北州市	9線13	へノ部
163	中山〇〇	北巨摩郡	菅原村	北州市	7線21	へノ部
164	中山〇〇〇	北巨摩郡	菅原村	北州市	8線3	へノ部副組長
165	藤巻〇〇〇	北巨摩郡	菅原村	北州市	8線9	へノ部
166	高橋〇〇	北巨摩郡	菅原村	北州市	8線5	へノ部
167	高橋〇	北巨摩郡	菅原村	北州市	7線19	へノ部
168	古屋〇〇	北巨摩郡	菅原村	北州市	9線8	へノ部
169	小池〇〇	北巨摩郡	風来村	北州市	9線12	へノ部
170	名取〇〇〇	北巨摩郡	風来村	北州市	8線7	へノ部
171	小林〇〇〇	北巨摩郡	風来村	北州市	7線12	へノ部
172	名取〇〇〇	北巨摩郡	風来村	北州市	9線7	へノ部
173	名取〇〇	北巨摩郡	風来村	北州市	9線4	へノ部
174	奥山〇〇〇	東山梨郡	中牧村	山梨市	5線49	とノ部
175	鶴田〇〇〇	東山梨郡	中牧村	山梨市	4線42	とノ部
176	南宮〇〇〇	東山梨郡	玉宮村	甲州市	5線55	とノ部
177	深沢〇〇	東山梨郡	玉宮村	甲州市	3線53	とノ部
178	久保田〇〇	南都留郡	宝村	都留市	5線56	とノ部
179	武井〇〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	5線48	とノ部
180	高部〇〇	南都留郡	宝村	都留市	5線48	とノ部
181	岩村〇〇	南都留郡	宝村	都留市	5線51	とノ部
182	高部〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	4線46	とノ部
183	武井〇〇	南都留郡	宝村	都留市	4線40	とノ部
184	岩村〇〇	南都留郡	宝村	都留市	4線50	とノ部
185	吉川〇〇	南都留郡	宝村	都留市	6線50	とノ部
186	安田〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	4線51	とノ部
187	高部〇〇〇	南都留郡	宝村	都留市	5線46	とノ部
188	柴田〇〇	南都留郡	宝村	都留市	3線46	とノ部
189	岩村〇〇	南都留郡	宝村	都留市	4線55	とノ部
190	高部〇〇	南都留郡	宝村	都留市	4線54	とノ部
191	高部〇〇	南都留郡	宝村	都留市	3線50	とノ部
192	渡辺〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	3線54	とノ部
193	古屋〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	5線53	とノ部
194	小見山〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	4線48	とノ部副組長
195	渡辺〇〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	4線37	とノ部
196	小山〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	5線54	とノ部
197	古屋〇〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	3線55	とノ部
198	渡辺〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	5線45	とノ部
199	古屋〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	4線57	とノ部
200	古屋〇〇	南都留郡	河口村	富士河口湖町	5線52	とノ部

参考

・移住戸数上位の当時の市町村

① 広里村 (大月市) 四二戸

② 神金村 (甲州市) 四〇戸

③ 宝村 (都留市) 三〇戸

④ 富士見村 (笛吹市) 二八戸

④ 笹子村 (大月市) 二八戸

・移住戸数上位の現在の市町村

① 大月市 一二戸

② 甲州市 九六戸

③ 笛吹市 九三戸

④ 甲府市 四五戸

⑤ 上野原市 三九戸

移住地の現在

明治四十年および四十三年の大水害の被災者六六〇戸三一三〇名が北海道虻田郡の各地へ旅立ってから、今春（令和二年）で一二年を経過することになる。長い時間を経過したことで、送り出した山梨県でも受け入れた北海道でもその記憶と記録は風化しており、事実関係すら知らない者ばかりとなっている。それでも、移住地現地には現在でも山梨からの移住者の末裔が暮らす地域もあり、本報告書でお知らせした資料や石造物をはじめ、その痕跡がわずかながら存在している。

「蝦夷富士」羊蹄山の南西側、山梨（もと下山梨）や新山梨（弁辺原野）といった地区を抱える豊浦町は、明治末の移住以来の定住者も残っており、本報告書に記したように、周年の記念碑も数多く建ち、痕跡というよりは北海道に新しい「山梨」という地域を作ってきた先人たちの営みの記録といえるべきか、それが数多く残っているとも言える。



豊浦町内の「山梨方面」の道路標識

山梨県でも山梨市でもなく、北海道にある「山梨」の方向を指し示す標識。豊浦の「山梨」は、「地名」だけでなく「地域」としての「山梨」もしっかり残っている。

山梨小学校や新山梨小

学校といった学校は、近年の学校統廃合の流れのなかで閉校してしまったが、山梨神社など「山梨」のアイデンティティが地域形成につながっていたことがうかがえる所もある。ぜひ、今後は山梨県との交流を盛んにして、百年以上も遡る縁とつながりをお互いに振り返るような試みやイベントが待たれるところである。

一方、羊蹄山の北東から東にひろがる倶知安町の山梨地区と京極町の甲斐地区（もと上山梨）は、林道から観察した限りでは純然たる山林に還っているようにみられ、「地名のみ」の「山梨」が残っているというような状況であるが、入口にあたる麓付近の「蚕影山」や丘陵の頂上部の「山梨開拓者慰霊碑」は手入れがされており、団体移住時の移住地から近隣に再移住した移住者コミュニティが存在するのかもしれない。いずれにせよ、今後も道内や京浜方面、また山梨県へのUターンなど、さまざまなケースを追跡調査していく必要があると考えられる。

東や南東にあたるもと中山梨（京極町脇方）やもと真狩村の二地域（喜茂別町）についても、山間部の移住地は「純然たる山林」然としているが、現地にて偶然移住者の末裔に出会うなど、上山梨と同様、近隣に再移住したようなケースが多いのかもしれない。今後も地域の変遷についてより精査する必要があるだろう。



もとの山林に還った上山梨（ヌプリカンベツ）

「蚕影山」から林道でしばらく山間部に入ったあたりの光景。『山梨県史』で紹介されている当時の移住者の感想「尤も急勾配なる山又山に入って之れより（移住地）と云はれ一同驚然顔色なし」を地で行く状況だった。



旧ソーケシユオマベツ 駅通所の建築と 「継立駅通里程表」

北海道開拓の村蔵
本文にもあるとおり、山梨からの移住者たちを支えた物流や情報の拠点であった駅通所の建築。内部には当時の様子を再現したマネキン人形たちや道具類、写真の里程表などが展示されている。



資料という点では、本報告書でも紹介したように、北海道博物館には豊浦町山梨地区の農村歌舞伎の台本が現存しているが、隣接する一大野外博物館である北海道開拓の村にも、山梨からの移住者ゆかりの建築物が現存している。

旧ソーケシユオマベツ駅通所がそれで、本報告書収録の「北海道移住民資料」(若尾資料)にも、「物貨供給所はソーケシユ駅通、三宅農場と定めたり」とあり、収録した図面上の「に、ほ、へ、と、ち、り」号の各集住地には、この駅通所を経由した物資の供給を受けていたことが読み取れる。建築年代は明治四十年

(二九〇七)ごろのことであり、移住当時の貴重な建築でもあり、ここを行き交った様々な物資や情報によって、多くの移住者の生命や健康、希望がつけられたであろうことから、今後も末永く保存し、また多くの人々に訪れていただきたい施設である。

以上のように、明治四十年・四十三年の大水害の被災者の北海道団体移住について、多くの資料とともに詳細な情報や歴史的な意義を明らかにした。『山梨県立博物館研究紀要 第二集』に収録されている内容とは重複もあるが、現地の調査記録である『紀要』と合わせてご覧いただきたい。

現在危惧されるのは、文献資料をはじめとした記録の散逸と、災害を含めた記憶の風化である。北海道移住に関しては、送り出した側である山梨県のほとんどの人々にとっては、「切り離れた過去」とでもいうべきものであり、その危機的傾向は顕著であるといえる。筆者は、平成十九年(二〇〇七)に明治四十年の大水害から百周年の展示会を開いた際には、北海道の移住地で移住初年にお生まれになったお母様がいらっしゃる、現在は県内在住だという来館者の方とお話する機会があった。そのような当事者の方からすれば、「まだ終わったことではない」のだからということ、強く感じたように記憶している。十分な報告書ではないが、本書を通じて未曾有の大水害に直面した先人たちの足跡を振り返っていただき、災害多発時代の今、復興と被災者とのように向き合い、また自らのものとしてできるか、考えるきっかけとしていただければ幸いである。また、山梨県と北海道の間に掛かるこのような縁についても、同様に知っていただきたいと願っている。

◇
末文になりましたが、共同研究期間にとどまらず、長期間にわたって多くの調査活動にご協力いただいた関係各位に御礼申し上げます。

協力者一覧（敬称略、50音順）

喜茂別町教育委員会

京極町教育委員会

倶知安町教育委員会

豊浦町教育委員会

笛吹市教育委員会

北海道開拓の村

北海道大学附属図書館

北海道博物館

その他の多くの皆様、

ご協力誠にありがとうございました。

山梨県立博物館調査・研究報告14

山梨県における明治四十年の大水害被災者の北海道団体移住

―「移動をめぐる地域の形成と経営、交流について」報告書―

令和二年三月二十七日発行

編集・発行 山梨県立博物館

電話 〇五五・二六一・二六三一

〒四〇六・〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一―一

印刷・製本 株式会社 内田印刷

無断転載・複製を禁じます。



山梨県立博物館
Yamanashi Prefectural Museum